




## DB/SA の設計項目の整理方針（8条(竜巻)、36条）

本資料は、DBとSAの設計項目を合わせて説明することの前作業として、共通12資料2の記載見直しの方向性を「8条（竜巻）」及び「36条」の竜巻に関連する設計方針を例に示すものである。

なお、本資料内の表現の整合性等については、火山等の他の現象も含めて継続して修正作業を進めているところである。

添付1：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開（第八条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

添付2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開（第三十六条 重大事故等対処設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回申請																																																																																																
					設計説明分類 (工種は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料																																																																																										
第1章 共通項目 3. 自然現象等 3.3 外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.2 電巻 (1)防護すべき施設及び設計方針 安全機能を有する施設は、事業認定(実業許可)を受けた想定される電巻(以下「設計電巻」という。)が発生した場合においても、作用する設計荷重に対してその安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 【8条(電巻) 2-3, 7-12】 定義	基本方針			<p>&lt;凡例等&gt;</p> <p> : 重大事故等対処設備に係る設計項目及び説明グループの考え方</p> <p> : 「設計項目」が同じあるものの設計対応が異なることから「説明グループの考え方」を分けて記載するもの</p> <p> : 資料中の噴き出し(青色)については、設計項目の説明内容を示す。(下表参照)</p> <p><b>吹き出し整理表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設計項目の説明内容</th> <th colspan="3">設計方針番号</th> </tr> <tr> <th>36条内の飛ばし</th> <th>36条の受先 8条への飛ばし元</th> <th>8条の受け先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">環境条件</td> <td>①-1 施設のうち自分で耐えるもの(建物)</td> <td>36条-91(屋内)</td> <td>36条-91(建物) ⇒ 8条(電巻)-15</td> </tr> <tr> <td>①-2 壁面に守ってもらうもの(壁内に保管する可搬設備)</td> <td>-</td> <td>36条-121(屋外) ⇒ 8条(電巻)-14</td> </tr> <tr> <td>①-3 可搬のうち高荷重に対して自分で耐えるもの(大型移送ポンプ車)</td> <td>-</td> <td>36条-122(屋外) ⇒ 8条(電巻)-19</td> </tr> <tr> <td>①-4 可搬のうち高荷重に対して自分で耐えるもの(中型移送ポンプ車)</td> <td>-</td> <td>36条-122(屋外) ⇒ 8条(電巻)-19</td> </tr> <tr> <td>①-5 施設のうち機能喪失した場合に事後確保するもの(アンテナ)</td> <td>-</td> <td>36条-92(屋外) ⇒ 8条(電巻)-19</td> </tr> <tr> <td>①-6 内のSA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの</td> <td>36条-94(屋外)</td> <td>36条-94(屋外) ⇒ 8条(電巻)-4</td> </tr> <tr> <td>①-7 設計対象物にならないための措置(資機材)</td> <td>-</td> <td>36条-92(屋外) ⇒ 8条(電巻)-29</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">位置的分散</td> <td>②-1 施設SA設備(貯水槽)</td> <td>36条-14(屋内)</td> <td>36条-14(屋内) ⇒ 8条(電巻)-19</td> </tr> <tr> <td>②-2 可搬SA設備(開口部)</td> <td>36条-23(屋外)</td> <td>36条-23(屋外) ⇒ 8条(電巻)-18</td> </tr> <tr> <td>②-3 可搬SA設備(屋外)</td> <td>36条-24(屋外)</td> <td>36条-23(屋外) ⇒ 8条(電巻)-19</td> </tr> <tr> <td>②-4 施設SA設備(接続口)</td> <td>36条-41(屋内)</td> <td>36条-35(屋内) ⇒ 8条(電巻)-18</td> </tr> <tr> <td>②-5 施設SA設備(接続口へのアクセス性)</td> <td>36条-15(屋外)</td> <td>36条-15(屋外) ⇒ 8条(電巻)-4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">影響防止</td> <td>③-1 施設のうち自分で耐えるもの(建物)</td> <td>-</td> <td>36条-50(建物) ⇒ 8条(電巻)-15</td> </tr> <tr> <td>③-2 設計対象物にならないための措置(可搬型SA設備)</td> <td>-</td> <td>36条-50(屋外) ⇒ 8条(電巻)-19, 29</td> </tr> <tr> <td>③-3 可搬のうち高荷重に対して自分で耐えるもの(大型移送ポンプ車)</td> <td>-</td> <td>36条-50(屋外) ⇒ 8条(電巻)-19, 29</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">操作性</td> <td>④ (対象無し)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑤-1 屋内アクセスルート</td> <td>36条-166(建物)</td> <td>36条-154(建物) ⇒ 8条(電巻)-15</td> </tr> <tr> <td>⑤-2 屋外アクセスルート</td> <td>36条-166(建物)</td> <td>36条-154(建物) ⇒ 8条(電巻)-19</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アクセシビリティ</td> <td>⑥-1 屋内アクセスルート</td> <td>36条-166(建物)</td> <td>36条-154(建物) ⇒ 8条(電巻)-15</td> </tr> <tr> <td>⑥-2 屋外アクセスルート</td> <td>36条-166(建物)</td> <td>36条-154(建物) ⇒ 8条(電巻)-19</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="5">冒頭宣言に当たる8条(電巻)基本設計方針No.1を受けた設計</td> </tr> <tr> <td>また、その施設の側面等により電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響及び電巻の隣接事象による影響を考慮した設計とする。</td> <td>冒頭宣言 【8条(電巻) 2-1, 29】 定義</td> <td>基本方針</td> <td></td> <td>基本方針 対象選定</td> <td colspan="5"> <p>(冒頭宣言及び定義(用語の定義)であり、具体的設計は基本設計方針No.21, 23に展開する。)</p> </td> </tr> </tbody> </table>					設計項目の説明内容	設計方針番号			36条内の飛ばし	36条の受先 8条への飛ばし元	8条の受け先	環境条件	①-1 施設のうち自分で耐えるもの(建物)	36条-91(屋内)	36条-91(建物) ⇒ 8条(電巻)-15	①-2 壁面に守ってもらうもの(壁内に保管する可搬設備)	-	36条-121(屋外) ⇒ 8条(電巻)-14	①-3 可搬のうち高荷重に対して自分で耐えるもの(大型移送ポンプ車)	-	36条-122(屋外) ⇒ 8条(電巻)-19	①-4 可搬のうち高荷重に対して自分で耐えるもの(中型移送ポンプ車)	-	36条-122(屋外) ⇒ 8条(電巻)-19	①-5 施設のうち機能喪失した場合に事後確保するもの(アンテナ)	-	36条-92(屋外) ⇒ 8条(電巻)-19	①-6 内のSA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの	36条-94(屋外)	36条-94(屋外) ⇒ 8条(電巻)-4	①-7 設計対象物にならないための措置(資機材)	-	36条-92(屋外) ⇒ 8条(電巻)-29	位置的分散	②-1 施設SA設備(貯水槽)	36条-14(屋内)	36条-14(屋内) ⇒ 8条(電巻)-19	②-2 可搬SA設備(開口部)	36条-23(屋外)	36条-23(屋外) ⇒ 8条(電巻)-18	②-3 可搬SA設備(屋外)	36条-24(屋外)	36条-23(屋外) ⇒ 8条(電巻)-19	②-4 施設SA設備(接続口)	36条-41(屋内)	36条-35(屋内) ⇒ 8条(電巻)-18	②-5 施設SA設備(接続口へのアクセス性)	36条-15(屋外)	36条-15(屋外) ⇒ 8条(電巻)-4	影響防止	③-1 施設のうち自分で耐えるもの(建物)	-	36条-50(建物) ⇒ 8条(電巻)-15	③-2 設計対象物にならないための措置(可搬型SA設備)	-	36条-50(屋外) ⇒ 8条(電巻)-19, 29	③-3 可搬のうち高荷重に対して自分で耐えるもの(大型移送ポンプ車)	-	36条-50(屋外) ⇒ 8条(電巻)-19, 29	操作性	④ (対象無し)	-	-	⑤-1 屋内アクセスルート	36条-166(建物)	36条-154(建物) ⇒ 8条(電巻)-15	⑤-2 屋外アクセスルート	36条-166(建物)	36条-154(建物) ⇒ 8条(電巻)-19	アクセシビリティ	⑥-1 屋内アクセスルート	36条-166(建物)	36条-154(建物) ⇒ 8条(電巻)-15	⑥-2 屋外アクセスルート	36条-166(建物)	36条-154(建物) ⇒ 8条(電巻)-19						冒頭宣言に当たる8条(電巻)基本設計方針No.1を受けた設計					また、その施設の側面等により電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響及び電巻の隣接事象による影響を考慮した設計とする。	冒頭宣言 【8条(電巻) 2-1, 29】 定義	基本方針		基本方針 対象選定	<p>(冒頭宣言及び定義(用語の定義)であり、具体的設計は基本設計方針No.21, 23に展開する。)</p>				
設計項目の説明内容	設計方針番号																																																																																																				
	36条内の飛ばし	36条の受先 8条への飛ばし元	8条の受け先																																																																																																		
環境条件	①-1 施設のうち自分で耐えるもの(建物)	36条-91(屋内)	36条-91(建物) ⇒ 8条(電巻)-15																																																																																																		
	①-2 壁面に守ってもらうもの(壁内に保管する可搬設備)	-	36条-121(屋外) ⇒ 8条(電巻)-14																																																																																																		
	①-3 可搬のうち高荷重に対して自分で耐えるもの(大型移送ポンプ車)	-	36条-122(屋外) ⇒ 8条(電巻)-19																																																																																																		
	①-4 可搬のうち高荷重に対して自分で耐えるもの(中型移送ポンプ車)	-	36条-122(屋外) ⇒ 8条(電巻)-19																																																																																																		
	①-5 施設のうち機能喪失した場合に事後確保するもの(アンテナ)	-	36条-92(屋外) ⇒ 8条(電巻)-19																																																																																																		
	①-6 内のSA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの	36条-94(屋外)	36条-94(屋外) ⇒ 8条(電巻)-4																																																																																																		
	①-7 設計対象物にならないための措置(資機材)	-	36条-92(屋外) ⇒ 8条(電巻)-29																																																																																																		
位置的分散	②-1 施設SA設備(貯水槽)	36条-14(屋内)	36条-14(屋内) ⇒ 8条(電巻)-19																																																																																																		
	②-2 可搬SA設備(開口部)	36条-23(屋外)	36条-23(屋外) ⇒ 8条(電巻)-18																																																																																																		
	②-3 可搬SA設備(屋外)	36条-24(屋外)	36条-23(屋外) ⇒ 8条(電巻)-19																																																																																																		
	②-4 施設SA設備(接続口)	36条-41(屋内)	36条-35(屋内) ⇒ 8条(電巻)-18																																																																																																		
	②-5 施設SA設備(接続口へのアクセス性)	36条-15(屋外)	36条-15(屋外) ⇒ 8条(電巻)-4																																																																																																		
影響防止	③-1 施設のうち自分で耐えるもの(建物)	-	36条-50(建物) ⇒ 8条(電巻)-15																																																																																																		
	③-2 設計対象物にならないための措置(可搬型SA設備)	-	36条-50(屋外) ⇒ 8条(電巻)-19, 29																																																																																																		
	③-3 可搬のうち高荷重に対して自分で耐えるもの(大型移送ポンプ車)	-	36条-50(屋外) ⇒ 8条(電巻)-19, 29																																																																																																		
操作性	④ (対象無し)	-	-																																																																																																		
	⑤-1 屋内アクセスルート	36条-166(建物)	36条-154(建物) ⇒ 8条(電巻)-15																																																																																																		
	⑤-2 屋外アクセスルート	36条-166(建物)	36条-154(建物) ⇒ 8条(電巻)-19																																																																																																		
アクセシビリティ	⑥-1 屋内アクセスルート	36条-166(建物)	36条-154(建物) ⇒ 8条(電巻)-15																																																																																																		
	⑥-2 屋外アクセスルート	36条-166(建物)	36条-154(建物) ⇒ 8条(電巻)-19																																																																																																		
					冒頭宣言に当たる8条(電巻)基本設計方針No.1を受けた設計																																																																																																
また、その施設の側面等により電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響及び電巻の隣接事象による影響を考慮した設計とする。	冒頭宣言 【8条(電巻) 2-1, 29】 定義	基本方針		基本方針 対象選定	<p>(冒頭宣言及び定義(用語の定義)であり、具体的設計は基本設計方針No.21, 23に展開する。)</p>																																																																																																

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回申請							
					設計説明分類 (主語は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既設可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
					冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No.1を受けた設計							
					設計説明分類共通 (屋内 機器・配管)		システム設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電撃防護対象施設等以外の安全機能を有する施設が損傷した場合の代替措置に係る系統構成については、システム設計にて説明する。</li> <li>・電撃防護対象施設等以外の安全機能を有する施設が損傷した場合の修理に係る系統構成については、システム設計にて説明する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;8条(竜巻)-代表以外&gt;・防護対象施設等以外の安全機能を有する施設が損傷した場合の代替措置に係るシステム設計は、取替共通的な事項となるため、16条-27で説明する。</li> <li>&lt;8条(竜巻)-代表以外&gt;・修理に係る系統構成については、第18条(安有)の保守・修理に係る説明と共通するため、16条-27で説明する。</li> </ul>			
							配置設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電撃防護対象施設等以外の安全機能を有する施設が損傷した場合の修理に係る配置上の考慮事項については、配置設計にて説明する。</li> </ul>				
							構造設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電撃防護対象施設等以外の安全機能を有する施設が損傷した場合の修理に係る構造上の考慮事項については、構造設計にて説明する。</li> </ul>				【環境条件に関する設計】 ①-6-3 内のSA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの 36条-94は8条(竜巻)の屋内の設備に関する設計と同様の設計であることを確認したため、統合して説明する。
					屋内 機器・配管		システム設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>【36条-15】 内的事象を要因とする重大事象等へ対応する常設重大事象等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事象等対処設備は代替設備により必要な機能を確保する設計とすることをシステム設計にて説明する。</li> <li>【36条-94】 内的事象を要因とする重大事象等へ対応する常設重大事象等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事象等対処設備は代替設備により必要な機能を確保する設計とすることをシステム設計にて説明する。</li> <li>【36条-15】 内的事象を要因とする重大事象等へ対応する常設重大事象等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事象等対処設備は代替設備により必要な機能を確保する設計とすることをシステム設計にて説明する。</li> <li>【36条-94】 内的事象を要因とする重大事象等へ対応する常設重大事象等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事象等対処設備は代替設備により必要な機能を確保する設計とすることをシステム設計にて説明する。</li> <li>【36条-15】 内的事象を要因とする重大事象等へ対応する常設重大事象等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事象等対処設備は代替設備により必要な機能を確保する設計とすることをシステム設計にて説明する。</li> <li>【36条-94】 内的事象を要因とする重大事象等へ対応する常設重大事象等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事象等対処設備は代替設備により必要な機能を確保する設計とすることをシステム設計にて説明する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;36条-15代表以外&gt;&lt;36条-94代表以外&gt;・内的事象を要因とする重大事象等へ対応する常設重大事象等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事象等対処設備は代替設備により必要な機能を確保する設計とすることをシステム設計にて説明する。</li> <li>&lt;36条-15代表以外&gt;&lt;36条-94代表以外&gt;・内的事象を要因とする重大事象等へ対応する常設重大事象等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事象等対処設備は代替設備により必要な機能を確保する設計とすることをシステム設計にて説明する。</li> <li>&lt;36条-15代表以外&gt;&lt;36条-94代表以外&gt;・内的事象を要因とする重大事象等へ対応する常設重大事象等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事象等対処設備は代替設備により必要な機能を確保する設計とすることをシステム設計にて説明する。</li> <li>&lt;36条-15代表以外&gt;&lt;36条-94代表以外&gt;・内的事象を要因とする重大事象等へ対応する常設重大事象等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事象等対処設備は代替設備により必要な機能を確保する設計とすることをシステム設計にて説明する。</li> <li>&lt;36条-15代表以外&gt;&lt;36条-94代表以外&gt;・内的事象を要因とする重大事象等へ対応する常設重大事象等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事象等対処設備は代替設備により必要な機能を確保する設計とすることをシステム設計にて説明する。</li> <li>&lt;36条-15代表以外&gt;&lt;36条-94代表以外&gt;・内的事象を要因とする重大事象等へ対応する常設重大事象等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事象等対処設備は代替設備により必要な機能を確保する設計とすることをシステム設計にて説明する。</li> </ul>			【位置的分散に関する設計】 ②-4-3 内のSA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの 36条-15は8条(竜巻)の屋内の設備に関する設計と同様の設計であることを確認したため、統合して説明する。
	電撃防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は、電撃及びその隣接事象に対して機能を維持すること若しくは電撃及びその隣接事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにし、その安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	基本方針 電撃共通 基本設計方針 (安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の留意)	基本方針			配置設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>【36条-15】 内的事象を要因とする重大事象等へ対応する常設重大事象等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事象等対処設備が損傷した場合の修理に係る配置上の考慮事項については、配置設計にて説明する。</li> </ul>				
							構造設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>【36条-15】 内的事象を要因とする重大事象等へ対応する常設重大事象等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事象等対処設備が損傷した場合の修理に係る構造上の考慮事項については、構造設計にて説明する。</li> <li>【36条-94】 内的事象を要因とする重大事象等へ対応する常設重大事象等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事象等対処設備が損傷した場合の修理に係る構造上の考慮事項については、構造設計にて説明する。</li> <li>【36条-15】 内的事象を要因とする重大事象等へ対応する常設重大事象等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事象等対処設備は代替設備により必要な機能を確保する設計とすることを構造設計にて説明する。</li> <li>【36条-94】 内的事象を要因とする重大事象等へ対応する常設重大事象等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事象等対処設備は代替設備により必要な機能を確保する設計とすることを構造設計にて説明する。</li> </ul>				

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回申請					
					設計説明分類(正誤は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲(対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
5	また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針 (安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置)	基本方針	冒頭宣言に当たるとる8条(竜巻)基本設計方針No.1を受けた設計	— (運用要求のため)	—	—	—	—
6	なお、使用済燃料収納キャスクは再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ、竜巻により使用済燃料収納キャスクを収納する建物が使用済燃料収納キャスクに対して波及的破壊を与えない設計とする。	冒頭宣言【8条(竜巻)-22】	基本方針	基本方針対象認定	冒頭宣言に当たるとる8条(竜巻)基本設計方針No.1及び9条(その他)基本設計方針No.17を受けた設計	— (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.22に展開する。)	—	—	—	—
7	(2) 防護設計に係る荷重の設定 竜巻に対する防護設計を行うための設計荷重は事業指針(変更許可)を受けた最大風速100m/sとし、設計荷重は、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物による衝撃荷重を組み合わせた設計荷重(竜巻及び他の荷重を有する施設に常時作用する荷重、運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせたもの(以下「設計荷重(竜巻)」という。)を設定する。	定義 詳細要求	基本方針	基本方針	冒頭宣言に当たるとる8条(竜巻)基本設計方針No.1及び9条(その他)基本設計方針No.17を受けた設計	— (基本設計方針No.15~17, 19, 21, 22, 34, 35に係る設計条件(最大風速100m/sによる設計荷重(竜巻)の設定)	—	—	—	—
8	風圧力による荷重及び気圧差による荷重は、設計荷重の特性値に基づいて設定する。	定義	基本方針	基本方針	冒頭宣言に当たるとる8条(竜巻)基本設計方針No.1を受けた設計	— (基本設計方針No.15, 17, 19, 21, 22, 34, 35に係る設計条件(風荷重及び気圧差荷重の設定) (※ 評価条件は第1回申請と同じ)	—	—	—	—
9	飛来物による衝撃荷重としては、事業指針(変更許可)を受けた設計飛来物である鋼製材(長さ1.2m×幅0.3m×厚さ0.2m、質量135kg、最大水平速度51m/s、最大鉛直速度34m/s)が衝突する場合の荷重を設定する。	定義	基本方針	基本方針	冒頭宣言に当たるとる8条(竜巻)基本設計方針No.1を受けた設計	— (基本設計方針No.15, 16, 19, 21, 22, 34, 35に係る設計条件(設計飛来物及び飛来物衝撃荷重の設定) (※ 評価条件は第1回申請と同じ)	—	—	—	—
10	さらに、設計飛来物に加えて、竜巻の影響を考慮する施設の設置状況及びその他環境状況も考慮し、評価に用いる飛来物の衝突による荷重を設定する。	定義	基本方針	基本方針	冒頭宣言に当たるとる8条(竜巻)基本設計方針No.1及び9条(火災)基本設計方針No.17~21を受けた設計	— (基本設計方針No.19に係る設計条件(設計飛来物以外の極小飛来物の設定) (※ 評価条件は第1回申請と同じ)	—	—	—	—
11	鋼製材よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等の設置場所及び降着物の有無を考慮し、固定、固縛又は建屋収容並びに車両の入構管理及び避難を実施することにより、飛来物とならない設計とする。	冒頭宣言【8条(竜巻)-23】 定義	基本方針	基本方針対象認定	冒頭宣言に当たるとる8条(竜巻)基本設計方針No.1を受けた設計	— (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.29に展開する。)	—	—	—	—
12	また、設計飛来物による衝撃荷重を上回る想定される再処理事業所外からの飛来物は、飛来距離を考慮すると竜巻防護対象施設等に到達するおそれはないことから、衝撃荷重として考慮する必要のあるものはない。	定義	基本方針	基本方針	冒頭宣言に当たるとる8条(竜巻)基本設計方針No.1を受けた設計	— (基本設計方針No.9の設計条件(鋼製材よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等の設置場所及び降着物の有無を考慮し、固定等及び車両の追従等により飛来物とならない設計とする) (※ 評価条件は第1回申請と同じ)	—	—	—	—
13	(3) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 a. 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 竜巻に対する防護設計において、竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して機能的強度を有する建屋により保護すること、竜巻防護対策設備を設置すること等により、安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言【8条(竜巻)-14~20】	基本方針	基本方針	冒頭宣言に当たるとる8条(竜巻)基本設計方針No.2を受けた設計	— (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.14~20に展開する。)	—	—	—	—



項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	設計説明分類 (主語は代表)		第2回申請		既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料		
					各基本設計方針の対象となる範囲 (対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方				
16	また、設計機本体の衝突に対して、貫通及び裏面剥離の発生により電巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 (電巻防護対象施設を収納する建物) 使用設備受入れ・貯蔵庫 前処理棟 分選棟 精製棟 ウラン脱硝棟 ウラン精製貯蔵棟 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵棟 第1ガラス固化体貯蔵棟 アセチルボクシング・バーナブルボクシング処理棟 ハル・エンドピース貯蔵庫 別棟 非常用ディーゼル発電機用燃料油貯蔵タンク室 非常用ディーゼル発電機用燃料油貯蔵タンク室	基本設計方針 評価	建物・構築物	設計説明分類 (主語は代表)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
						第7, 9(3)号に開示される設計条件 (最大風速10m/s以上)の設計条件 (電巻) を考慮	配置設計	(8条(電巻)-16) ・主排気筒管理棟は、電巻防護対象施設の設置により飛散の影響を受けないことを配置設計にて説明する。 (30条-91(45)) ・主排気筒管理棟は、電巻防護対象施設の設置により飛散の影響を受けないことを配置設計にて説明する。 (30条-121(45)) ・主排気筒管理棟は、電巻防護対象施設の設置により飛散の影響を受けないことを配置設計にて説明する。	<8条(電巻)-16代表以外> <30条-91代表以外> <30条-121代表以外> ・電巻防護対象施設の配置により飛散の影響を受けないことを配置設計にて説明する。8条(電巻)-31「電巻防護対象施設」に合わせて説明G01にて説明する。	-	-	
						第7, 9(3)号に開示される設計条件 (最大風速10m/s以上)の設計条件 (電巻) を考慮	配置設計	(8条(電巻)-16) ・電巻防護対象施設を収納する建物のうちタンク室は、電巻防護対象施設の設置により飛散の影響を受けないことを配置設計にて説明する。 構造設計	(8条(電巻)-16) ・電巻防護対象施設を収納する建物は、設計機本体の衝突に対し、構造部材が貫通及び裏面剥離が生じない層を有することを、構造設計にて説明する。 (30条-91(45)) ・重大事故等対処設備を収納する建物は、設計機本体の衝突に対し、構造部材が貫通及び裏面剥離が生じない層を有することを、構造設計にて説明する。 (30条-121(45)) ・重大事故等対処設備を収納する建物は、設計機本体の衝突に対し、構造部材が貫通及び裏面剥離が生じない層を有することを、構造設計にて説明する。	【8条(電巻)-16代表】説明G01【30条-91代表】 ・設計機本体の衝突に対し建物の構造部材が貫通及び裏面剥離が生じない層を有するため、説明G01にて説明する。また、当該設計は防護対象を収納する建物に共通の設計方針であるため、8条(電巻)-16「建物・構築物」を代表として説明する。 【8条(電巻)-16代表】説明G01【30条-91代表】 ・設計機本体の衝突に対し建物の構造部材が貫通及び裏面剥離が生じない層を有するため、説明G01にて説明する。また、当該設計は防護対象を収納する建物に共通の設計方針であるため、8条(電巻)-16「建物・構築物」を代表として説明する。	-	-
						第7, 9(3)号に開示される設計条件 (最大風速10m/s以上)の設計条件 (電巻) を考慮	評価	(8条(電巻)-16) ・電巻防護対象施設を収納する建物は、設計機本体の衝突に対し、構造部材が貫通及び裏面剥離が生じない層を有することを、評価にて確認する。 (30条-91(45)) ・重大事故等対処設備を収納する建物は、設計機本体の衝突に対し、構造部材が貫通及び裏面剥離が生じない層を有することを評価にて確認する。 (30条-121(45)) ・重大事故等対処設備を収納する建物は、設計機本体の衝突に対し、構造部材が貫通及び裏面剥離が生じない層を有することを評価にて確認する。	【8条(電巻)-16代表】説明G01【30条-91代表】 ・設計機本体の衝突に対し建物の構造部材が貫通及び裏面剥離が生じない層を有するため、説明G01にて説明する。また、当該設計は防護対象を収納する建物に共通の設計方針であるため、8条(電巻)-16「建物・構築物」を代表として説明する。	-	-	
17	電巻防護対象施設は、気圧差による差に対して構造評価を受け、安全機能を損なわないよう、要求される機能を維持する設計とする。	評価要求	基本方針 (電巻防護対象施設) セメント処理・溶解ガス処理設備 (セメント処理・溶解ガス処理設備) 母槽排ガス処理設備 (前処理母槽排ガス処理設備) 母槽排ガス処理設備 (分選母槽排ガス処理設備) 母槽排ガス処理設備 (精製母槽排ガス処理設備) 母槽排ガス処理設備 (ウラン・プルトニウム混合酸化物母槽排ガス処理設備) 母槽排ガス処理設備 (高レベル廃液ガラス固化体貯蔵施設) 高レベル廃液ガラス処理設備 (高レベル廃液ガラス処理設備) 排気設備 (前処理母槽排ガス処理設備) の排気系 排気設備 (分選母槽排ガス処理設備) の排気系 排気設備 (精製母槽排ガス処理設備) の排気系 排気設備 (ウラン・プルトニウム混合酸化物母槽排ガス処理設備) の排気系 排気設備 (高レベル廃液ガラス固化体貯蔵施設) の排気系 ガラス固化体貯蔵施設 (ガラス固化体貯蔵施設) 別棟中央制御室換気設備 (制御室換気設備) 電気設備 (ディーゼル発電機)	基本設計方針 評価	屋内・機器・配管	設計説明分類 (主語は代表)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
						第7, 9(3)号に開示される設計条件 (最大風速10m/s以上)の設計条件 (電巻) を考慮	システム設計	(8条(電巻)-17) ・母槽排ガス処理設備等のうち、配管、ダクトで外気と接続されており気圧差の影響を受ける範囲 (設計条件) システム設計にて説明する。また、配管の劣化等により気圧差による荷重の影響範囲が限定されるとシステム設計にて説明する。 (30条-91(45)) ・室内の常設重大事故等対処設備のうち外気と繋がっている重大事故等対処設備は気圧差による荷重に対して、重大事故等への対処に必要な機能に影響を及ぼさないよう、主要部材が十分な強度を有することをシステム設計にて説明する。 (8条(電巻)-17) ・ガラス固化体貯蔵施設の収納管は、気圧差の影響を受ける範囲 (設計条件) システム設計にて説明する。	<8条(電巻)-17代表以外> <30条-91代表以外> ・母槽排ガス処理設備「気圧差」の影響を受ける範囲 (設計条件) システム設計は、G01「電巻防護対象施設」の「屋内・機器・配管」の8条(電巻)-17を代表として説明する。	-	-	
						第7, 9(3)号に開示される設計条件 (最大風速10m/s以上)の設計条件 (電巻) を考慮	構造設計	(8条(電巻)-17) ・母槽排ガス処理設備等の建物の施設で外気と繋がっている電巻防護対象施設は、気圧差による荷重に対して、安全機能 (換気機能等) に影響を及ぼさないよう、主要部材が十分な強度を有することを構造設計にて説明する。 (30条-91(45)) ・室内の常設重大事故等対処設備のうち外気と繋がっている重大事故等対処設備は気圧差による荷重に対して、重大事故等への対処に必要な機能に影響を及ぼさないよう、主要部材が十分な強度を有することを構造設計にて説明する。 (8条(電巻)-17) ・ガラス固化体貯蔵施設の収納管は、気圧差による荷重に対して構造設計は、G01「電巻防護対象施設」の「屋内・機器・配管」の8条(電巻)-17を代表として説明する。	【8条(電巻)-17代表】説明G01【30条-91代表】 ・母槽排ガス処理設備「気圧差」の影響を受ける範囲 (設計条件) システム設計は、G01「電巻防護対象施設」の「屋内・機器・配管」の8条(電巻)-17を代表として説明する。 【8条(電巻)-17代表】説明G01【30条-91代表】 ・室内の常設重大事故等対処設備は、気圧差による荷重に対して構造設計は、外部衝撃の防護対象施設に共通の設計であるため、説明G01にて説明する。また、当該設計は共通の設計方針であるため、8条(電巻)-17「建物・構築物」を代表として説明する。	-	-	
						第7, 9(3)号に開示される設計条件 (最大風速10m/s以上)の設計条件 (電巻) を考慮	評価	(8条(電巻)-17) ・母槽排ガス処理設備等の建物の施設で外気と繋がっている電巻防護対象施設は、気圧差による荷重に対して、安全機能 (換気機能等) に影響を及ぼさないよう、主要部材が十分な強度を有することを評価にて確認する。 (30条-91(45)) ・室内の常設重大事故等対処設備のうち外気と繋がっている重大事故等対処設備は気圧差による荷重に対して、重大事故等への対処に必要な機能に影響を及ぼさないことを評価にて説明する。 (8条(電巻)-17) ・ガラス固化体貯蔵施設の収納管は、気圧差による荷重に対して構造設計は、G01「電巻防護対象施設」の「屋内・機器・配管」の8条(電巻)-17を代表として説明する。	【8条(電巻)-17代表】説明G01【30条-91代表】 ・母槽排ガス処理設備「気圧差」の影響を受ける範囲 (設計条件) システム設計は、G01「電巻防護対象施設」の「屋内・機器・配管」の8条(電巻)-17を代表として説明する。 【8条(電巻)-17代表】説明G01【30条-91代表】 ・室内の常設重大事故等対処設備は、気圧差による荷重に対して構造設計は、外部衝撃の防護対象施設に共通の設計であるため、説明G01にて説明する。また、当該設計は共通の設計方針であるため、8条(電巻)-17「建物・構築物」を代表として説明する。	-	-	
18	電巻防護対象施設は、気圧差による差に対して構造評価を受け、安全機能を損なわないよう、要求される機能を維持する設計とする。	評価要求	基本方針 (電巻防護対象施設) セメント処理・溶解ガス処理設備 (セメント処理・溶解ガス処理設備) 母槽排ガス処理設備 (前処理母槽排ガス処理設備) 母槽排ガス処理設備 (分選母槽排ガス処理設備) 母槽排ガス処理設備 (精製母槽排ガス処理設備) 母槽排ガス処理設備 (ウラン・プルトニウム混合酸化物母槽排ガス処理設備) 母槽排ガス処理設備 (高レベル廃液ガラス固化体貯蔵施設) 高レベル廃液ガラス処理設備 (高レベル廃液ガラス処理設備) 排気設備 (前処理母槽排ガス処理設備) の排気系 排気設備 (分選母槽排ガス処理設備) の排気系 排気設備 (精製母槽排ガス処理設備) の排気系 排気設備 (ウラン・プルトニウム混合酸化物母槽排ガス処理設備) の排気系 排気設備 (高レベル廃液ガラス固化体貯蔵施設) の排気系 ガラス固化体貯蔵施設 (ガラス固化体貯蔵施設) 別棟中央制御室換気設備 (制御室換気設備) 電気設備 (ディーゼル発電機)	基本設計方針 評価	屋内・機器・配管	設計説明分類 (主語は代表)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
						第7, 9(3)号に開示される設計条件 (最大風速10m/s以上)の設計条件 (電巻) を考慮	システム設計	(8条(電巻)-17) ・母槽排ガス処理設備等のうち、配管、ダクトで外気と接続されており気圧差の影響を受ける範囲 (設計条件) システム設計にて説明する。また、配管の劣化等により気圧差による荷重の影響範囲が限定されるとシステム設計にて説明する。 (30条-91(45)) ・室内の常設重大事故等対処設備のうち外気と繋がっている重大事故等対処設備は気圧差による荷重に対して、重大事故等への対処に必要な機能に影響を及ぼさないよう、主要部材が十分な強度を有することをシステム設計にて説明する。 (8条(電巻)-17) ・ガラス固化体貯蔵施設の収納管は、気圧差の影響を受ける範囲 (設計条件) システム設計にて説明する。	<8条(電巻)-17代表以外> <30条-91代表以外> ・母槽排ガス処理設備「気圧差」の影響を受ける範囲 (設計条件) システム設計は、G01「電巻防護対象施設」の「屋内・機器・配管」の8条(電巻)-17を代表として説明する。	-	-	
						第7, 9(3)号に開示される設計条件 (最大風速10m/s以上)の設計条件 (電巻) を考慮	構造設計	(8条(電巻)-17) ・母槽排ガス処理設備等の建物の施設で外気と繋がっている電巻防護対象施設は、気圧差による荷重に対して、安全機能 (換気機能等) に影響を及ぼさないよう、主要部材が十分な強度を有することを構造設計にて説明する。 (30条-91(45)) ・室内の常設重大事故等対処設備のうち外気と繋がっている重大事故等対処設備は気圧差による荷重に対して、重大事故等への対処に必要な機能に影響を及ぼさないよう、主要部材が十分な強度を有することを構造設計にて説明する。 (8条(電巻)-17) ・ガラス固化体貯蔵施設の収納管は、気圧差による荷重に対して構造設計は、G01「電巻防護対象施設」の「屋内・機器・配管」の8条(電巻)-17を代表として説明する。	【8条(電巻)-17代表】説明G01【30条-91代表】 ・母槽排ガス処理設備「気圧差」の影響を受ける範囲 (設計条件) システム設計は、G01「電巻防護対象施設」の「屋内・機器・配管」の8条(電巻)-17を代表として説明する。 【8条(電巻)-17代表】説明G01【30条-91代表】 ・室内の常設重大事故等対処設備は、気圧差による荷重に対して構造設計は、外部衝撃の防護対象施設に共通の設計であるため、説明G01にて説明する。また、当該設計は共通の設計方針であるため、8条(電巻)-17「建物・構築物」を代表として説明する。	-	-	
						第7, 9(3)号に開示される設計条件 (最大風速10m/s以上)の設計条件 (電巻) を考慮	評価	(8条(電巻)-17) ・母槽排ガス処理設備等の建物の施設で外気と繋がっている電巻防護対象施設は、気圧差による荷重に対して、安全機能 (換気機能等) に影響を及ぼさないよう、主要部材が十分な強度を有することを評価にて確認する。 (30条-91(45)) ・室内の常設重大事故等対処設備のうち外気と繋がっている重大事故等対処設備は気圧差による荷重に対して、重大事故等への対処に必要な機能に影響を及ぼさないことを評価にて説明する。 (8条(電巻)-17) ・ガラス固化体貯蔵施設の収納管は、気圧差による荷重に対して構造設計は、G01「電巻防護対象施設」の「屋内・機器・配管」の8条(電巻)-17を代表として説明する。	【8条(電巻)-17代表】説明G01【30条-91代表】 ・母槽排ガス処理設備「気圧差」の影響を受ける範囲 (設計条件) システム設計は、G01「電巻防護対象施設」の「屋内・機器・配管」の8条(電巻)-17を代表として説明する。 【8条(電巻)-17代表】説明G01【30条-91代表】 ・室内の常設重大事故等対処設備は、気圧差による荷重に対して構造設計は、外部衝撃の防護対象施設に共通の設計であるため、説明G01にて説明する。また、当該設計は共通の設計方針であるため、8条(電巻)-17「建物・構築物」を代表として説明する。	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回申請					
					設計説明分類 (主語は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲(対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
18	開口部からの設計飛来物の侵入により、建屋内に収納されるが防備が期待できない竜巻防護対象施設は、設計飛来物の衝突による影響に対して、強度の確保等により機能が損なわれることを防止する設計、配置上の考慮又は竜巻防護対策設備を設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。	設置要求	基本方針(竜巻防護対象施設)	基本方針設計方針	冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No.13を受けた設計 No.14から展開される設計条件(建屋内の竜巻防護対象施設の配置)を考慮					
					屋外・機器・配管	配置設計	(8条(竜巻)-18) ・建屋内の竜巻防護対象施設の配置位置と建物の開口部及び内壁の配置位置、竜巻防護対策設備の配置位置を踏まえ、建屋内の竜巻防護対象施設に対する設計飛来物の衝突を防止する設計を配置設計にて説明する。	<8条(竜巻)-18代表以外> ・建屋内に収納する竜巻防護対象施設の配置と建物の開口部及び内壁の配置位置を踏まえ、設計飛来物の侵入及び衝突を防止する設計は、8条(竜巻)-18「屋内・機器・配管」を代表として説明する。	「設計飛来物を防止する設計」の説明グループ 「可搬型SA、接続口の位置的分散に係る設計」の説明グループと同じ設計説明分類、説明項目であるが、配置設計を示す際、代表設備が異なるため分けて整理する。	竜巻防護対象施設の配置
					屋内	配置設計	(8条(竜巻)-18) ・建屋内の竜巻防護対象施設の配置位置と建物の開口部及び内壁の配置位置、竜巻防護対策設備の配置位置を踏まえ、建屋内の竜巻防護対象施設に対する設計飛来物の衝突を防止する設計を配置設計にて説明する。 建物の構造設計はNo.15で展開する。 ・竜巻防護対策設備の構造設計は、No.20,31で展開する。	【8条(竜巻)-18代表】 【36条-91 代表】 ・建屋内に収納する竜巻防護対象施設の配置と建物の開口部及び内壁の配置位置を踏まえ、設計飛来物の侵入及び衝突を防止する設計は、外部衝撃に対する防備に係る設計であるため、説明②1にて説明する。 当設計は建屋内の防備対象に共通の設計方針であるため、8条(竜巻)-18「屋内・機器・配管」を代表として説明する。 <医薬品管理施設 8条(竜巻)-14代表以外> ・屋内・機器・配管	「可搬型SA、接続口の位置的分散に係る設計」の説明グループ 「設計飛来物を防止する設計」の説明グループと同じ設計説明分類、説明項目であるが、配置設計を示す際、代表設備が異なるため分けて整理する。	竜巻防護対策設備の配置
					屋内・機器・配管	配置設計	(36条-91(45)) ・建屋内の竜巻防護対策設備の配置位置と建物の開口部及び内壁の配置位置を踏まえ、設計飛来物の衝突を防止する設計を配置設計にて説明する。	【36条-23 代表】 【36条-35 代表】 【36条-121 代表】 ・設計基準に適合するための設備又は設計基準に適合するための設備と異なる位置に保管することを配置設計にて説明する。 ・竜巻に対して複数の保管場所に相互に100m以上の距離を確保して保管する設計。 ・接続口は適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数箇所に設置する設計。 ・屋内の可搬型重大事故等対策設備は竜巻に対して100m以上の距離を確保した異なる場所にも保管する設計。 以上の設計は、外部衝撃に対する防備に係る設計であるため、説明②1にて説明する。	【位置的分散に関する設計】 ②-2-3 可搬型SA設備(開口部) 36条-23は8条(竜巻)の屋内の設備に関する設計であり、設計基準対策設備に同様の設計がないことから、単独で説明する。  【位置的分散に関する設計】 ②-3-3 常設SA設備(接続口) 36条-35は8条(竜巻)の屋内の設備に関する設計であり、設計基準対策設備に同様の設計がないことから、単独で説明する。	竜巻防護対策設備の配置





項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	設計説明分類 (主記は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添部 画)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既設からの変更点	関連する個別補足説明資料	
19	安全冷却水の冷却等の屋外の電巻防護対象施設は、設計荷重(電巻)に対して、構造強度評価を実施し、安全機能を損わないよう、要求される機能を維持する設計とする。また、設計対象物の衝突による影響に対して安全機能を損なうおそれのある場合には、電巻防護対象施設を設置することにより安全機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	基本方針 (電巻防護対象施設) 前地調建機 分層建機 特種建機 クワン・ブルトニウム混合樹脂建機 高レベル廃液ガラス固化建機 統合部系 主排気機 増産度ガス処理設備 (クワン・ブルトニウム混合樹脂建機併設型ガス処理設備) 増産度ガス処理設備 (高レベル廃液ガラス固化樹脂建機併設型ガス処理設備) 換気設備 (前地処理換気設備) の排気系 換気設備 (分層建換気設備) の排気系 換気設備 (特種建換気設備) の排気系 換気設備 (クワン・ブルトニウム混合樹脂建換気設備) の排気系 換気設備 (高レベル廃液ガラス固化建機換気設備) の排気系	基本方針 設計方針 評価	屋外 機器・配管	36条-157	システム設計	【36条-157代表】 ・ボイールロードは半備を含めた余裕を確保することをシステム設計にて説明する。	【36条-157代表】 ・ボイールロードは半備を含めた余裕を確保することを、外部衝撃に対する防護に係る設計であるため、説明G1にて説明する。	【アクセシビリティに関する設計】 ③-3-2 ルートに影響を受けた場合に整備するもの(ボイールロード)		
						36条-157	構造設計	【36条-157代表】 ・屋外ボイールロードを確保するため、障害物を除去可能なボイールロードを配置することを構造設計にて説明する。	【36条-157代表】 ・屋外ボイールロードを確保するため、障害物を除去可能なボイールロードを配置することは、外部衝撃に対する防護に係る設計であるため、説明G1にて説明する。	36条-157は8条(電巻)の屋外の設備に関する設計であり、設計基準対処設備に同様の設計が無いことから、単独で説明する。		
						8条(電巻)-19	配置設計	【8条(電巻)-19代表】 ・屋外の電巻防護対象施設のうち、電巻防護対象施設の設置により設計対象物の衝突を防止する設備の範囲について、配置設計にて説明する。	【8条(電巻)-19代表以外】 ＜36条-92代表以外＞ ＜36条-92代表以外＞ ・電巻防護対象施設への飛来物の衝突が防止できる配置設計、 ・屋外の電巻防護対象施設は飛来物防護板の設置により設計対象物の衝突を防止し、 ・屋外の電巻防護対象施設のうち屋外ボイールロードは設計対象物が増産度ガス等に収納されることにより、増産度ガス等の飛来物の衝突を防止する設計			
						36条(電巻)18① 屋外の電巻防護対象施設 36条(電巻)18② 屋外の重大事故等対処設備 36条(電巻)18③ 屋外の増産度ガス等対処設備 (屋外ボイールロード)	配置設計	【36条-50代表】 ・屋外の電巻防護対象施設は飛来物防護板の設置により設計対象物の衝突を防止し、 ・屋外の電巻防護対象施設のうち屋外ボイールロードは設計対象物が増産度ガス等に収納されることにより、増産度ガス等の飛来物の衝突を防止する設計	【36条-92(45)代表】 ・屋外の電巻防護対象施設のうち屋外ボイールロードは設計対象物が増産度ガス等に収納されることにより、増産度ガス等の飛来物の衝突を防止する設計	【環境条件に関する設計】 ①-4-2 可搬のうち衝突荷重に対して同時機能喪失を防ぐもの(大型移送ポンプ車) 36条-122は8条(電巻)の屋外の設備に関する設計であり、設計基準対処設備に同様の設計が無いことから、単独で説明する。		
						36条-23	可搬型重大事故等対処設備	【36条-23代表】 ・設計基準に適合するための設備(屋外に設置するための設備を含む)又は電巻防護対象施設と異なる位置に保管する設計を配置設計にて説明する。	【36条-23代表】 ・設計基準に適合するための設備(屋外に設置するための設備を含む)又は電巻防護対象施設と異なる位置に保管する設計、 ・電巻に対して複数の保管場所中に相互に100m以上の距離を確保して保管する設計	【位置の分散に関する設計】 ②-2-3 可搬型SA設備(開口部) 36条-23は8条(電巻)の屋内の設備に関する設計であり、設計基準対処設備に同様の設計が無いことから、単独で説明する。		
						36条-122(45)	屋外の可搬型重大事故等対処設備	【36条-122(45)代表】 ・電巻による飛来物に対して屋外に保管する可搬型SA設備は、電巻が重大事故等の発生を原因としないことを踏まえ、固縛等の措置を講じた上で互いに100m以上の距離を確保して保管する機能を維持する設計とすることを配置設計にて説明する。	【36条-122(45)代表】 ・電巻による飛来物に対して屋外に保管する可搬型SA設備は、電巻が重大事故等の発生を原因としないことを踏まえ、固縛等の措置を講じた上で互いに100m以上の距離を確保して保管する機能を維持する設計とすることを配置設計にて説明する。			
						8条(電巻)-19(2)	構造設計	【8条(電巻)-19(2)代表】 ・屋外機器・配管のうち冷却塔、配管は、設計荷重(電巻)に対して構造強度を確保し、安全機能を損なうおそれのあることを、構造設計にて説明する。	【8条(電巻)-19(2)代表】 ・屋外機器・配管のうち冷却塔、配管は、設計荷重(電巻)に対して構造強度を確保し、安全機能を損なうおそれのあることを、構造設計にて説明する。			
						8条(電巻)-19	評価	【8条(電巻)-19代表】 ・屋外機器・配管のうち冷却塔、配管は、設計荷重(電巻)に対して構造強度を確保し、安全機能を損なうおそれのあることを、評価で確認する。	【8条(電巻)-19代表】 ・屋外機器・配管のうち冷却塔、配管は、設計荷重(電巻)に対して構造強度を確保し、安全機能を損なうおそれのあることを、評価で確認する。			
						36条(電巻)18① 屋外の電巻防護対象施設	構造設計	【36条(電巻)18①代表】 ・屋外の電巻防護対象施設は、設計荷重(電巻)に対して構造強度を確保し、安全機能を損なうおそれのあることを、構造設計にて説明する。	【36条(電巻)18①代表】 ・屋外の電巻防護対象施設は、設計荷重(電巻)に対して構造強度を確保し、安全機能を損なうおそれのあることを、構造設計にて説明する。			
						36条(電巻)18① 屋外の電巻防護対象施設	評価	【36条(電巻)18①代表】 ・屋外の電巻防護対象施設は、設計荷重(電巻)に対して構造強度を確保し、安全機能を損なうおそれのあることを、評価で確認する。	【36条(電巻)18①代表】 ・屋外の電巻防護対象施設は、設計荷重(電巻)に対して構造強度を確保し、安全機能を損なうおそれのあることを、評価で確認する。			
						36条(電巻)18① 屋外の電巻防護対象施設	構造設計	【36条(電巻)18①代表】 ・屋外の電巻防護対象施設は、設計荷重(電巻)に対して構造強度を確保し、安全機能を損なうおそれのあることを、構造設計にて説明する。	【36条(電巻)18①代表】 ・屋外の電巻防護対象施設は、設計荷重(電巻)に対して構造強度を確保し、安全機能を損なうおそれのあることを、構造設計にて説明する。			
						36条(電巻)18① 屋外の電巻防護対象施設	評価	【36条(電巻)18①代表】 ・屋外の電巻防護対象施設は、設計荷重(電巻)に対して構造強度を確保し、安全機能を損なうおそれのあることを、評価で確認する。	【36条(電巻)18①代表】 ・屋外の電巻防護対象施設は、設計荷重(電巻)に対して構造強度を確保し、安全機能を損なうおそれのあることを、評価で確認する。			
						36条(電巻)18① 屋外の電巻防護対象施設	構造設計	【36条(電巻)18①代表】 ・屋外の電巻防護対象施設は、設計荷重(電巻)に対して構造強度を確保し、安全機能を損なうおそれのあることを、構造設計にて説明する。	【36条(電巻)18①代表】 ・屋外の電巻防護対象施設は、設計荷重(電巻)に対して構造強度を確保し、安全機能を損なうおそれのあることを、構造設計にて説明する。			

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回申請				既設からの変更点	関連する個別補足説明資料	
					設計説明分類(主語は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲(対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方			説明グループの考え方
19	安全冷却水の冷却塔等の屋外の電巻防護対象施設は、設計荷重(電巻)に対して、構造強度評価を実施し、安全機能を損なわないよう、要求される機能を維持する設計とする。また、設計対象物の衝突による影響に対して安全機能を損なうおそれのある場合には、電巻防護対策設備を設置することにより安全機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	基本方針 (電巻防護対象施設) 雨処理建築 分庫建築 構築物 クラン・ブルトニウム混合樹脂建築 高レベル放射線透過性樹脂建築 安全冷却水系 工務設備 圧縮空気ガス処理設備(クラン・ブルトニウム混合樹脂建築透過性樹脂建築) 圧縮空気ガス処理設備(高レベル放射線透過性樹脂建築透過性樹脂建築) 換気設備(放射線透過性樹脂建築)の排気系 換気設備(分庫建築透過性樹脂建築)の排気系 換気設備(構築物透過性樹脂建築)の排気系 換気設備(クラン・ブルトニウム混合樹脂建築透過性樹脂建築)の排気系 換気設備(高レベル放射線透過性樹脂建築透過性樹脂建築)の排気系	基本方針 設計方針 評価	設計説明分類(主語は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲(対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既設からの変更点	関連する個別補足説明資料
					36条C① 常設重大事故等対応施設	配置設計	(36条-14) ・常設重大事故等対応施設は設計基準に適合するための設備と可能な限り位置的分散を図ることについて、外部衝撃に係る設計であることを配置設計にて説明する。	【36条-14代表】 ・常設重大事故等対応施設は設計基準に適合するための設備と可能な限り位置的分散を図ることについては、外部衝撃に係る設計であることを配置設計にて説明する。	【位置的分散に関する設計】 ②-1-3 常設SA設備(貯水槽) 36条-14は8条(電巻)の屋内の設備に関する設計であり、設計基準対応設備に同様の設計が無いことから、単独で説明する。		
					36条C② 情報監視計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、波及的影響を及ぼし得る施設であるペント管等	構造設計	(36条-35) ・接続口は屋外からのアクセス性を考慮した異なる複数箇所に設置する設計を行うことについて、外部衝撃に係る設計であることを配置設計にて説明する。	【36条-35代表】 ・接続口は屋外からのアクセス性を考慮した異なる複数箇所に設置する設計を行うことについては、外部衝撃に係る設計であることを配置設計にて説明する。	【位置的分散に関する設計】 ②-3-3 常設SA設備(接続口へのアクセス性) 36条-35は8条(電巻)の屋内の設備に関する設計であり、設計基準対応設備に同様の設計が無いことから、単独で説明する。		
20	電巻防護対策設備の基本設計方針については、第2章 個別項目の「7.3.4 電巻防護対策設備」に示す。	冒頭宣言 【8条(電巻)】	基本方針			冒頭宣言に当たる8条(電巻)基本設計方針No.13を受けた設計 — (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.30に展開する。)				【環境条件に関する設計】 ①-5-2 常設のうち機能喪失した場合に事後補修するもの(アンテナ) 36条-92は8条(電巻)の屋外の設備に関する設計であり、設計基準対応設備に同様の設計が無いことから、単独で説明する。	
21	電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、評価に付し得る又は評価に付し得ない施設は、設計荷重(電巻)に対して、構造強度評価を実施し、当該施設の評価又は転倒により、周辺の電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、当該施設が機能喪失に陥った場合に電巻防護対象施設も機能喪失させる機能的影響を及ぼし得る施設は、設計荷重(電巻)に対して、必要な機能を維持する設計とする。	評価要求	基本方針 (波及的影響を及ぼし得る施設) 北風気流(北風気流) 使用済燃料輸送容器管理棟(使用済燃料収容使用済燃料輸送容器保管庫) 使用済燃料受入れ・貯蔵管理棟 高レベル放射線透過性樹脂建築 出入管理棟 換気設備(クラン・ブルトニウム混合樹脂建築透過性樹脂建築) 換気設備(構築物透過性樹脂建築)の排気系 換気設備 基本設計方針(波及的影響を及ぼし得る施設)	基本方針 設計方針 評価	設計説明分類(主語は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲(対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既設からの変更点	関連する個別補足説明資料
					8条(電巻)A② 電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼすおそれのある設備	構造設計 8条(電巻) (No.21-1) 36条 (No.92-●)	(8条(電巻)-21) ・建物・構築物のうち波及的影響を及ぼし得る施設である建屋、北風気流は、設計荷重(電巻)に対して倒壊又は転倒を防止できる構造であることを、構造設計にて説明する。	【8条(電巻)-21代表】 ・設計荷重(電巻)で電巻防護対象施設に適合するための設備と可能な限り位置的分散を図ることについては、外部衝撃に係る設計であることを配置設計にて説明する。	【8条(電巻)-21代表】 ・設計荷重(電巻)で電巻防護対象施設に適合するための設備と可能な限り位置的分散を図ることについては、外部衝撃に係る設計であることを配置設計にて説明する。		
					8条(電巻)B② 電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼすおそれのある設備	構造設計 8条(電巻) (No.21-2)	(8条(電巻)-21) ・建物・構築物のうち波及的影響を及ぼし得る施設である建屋、北風気流は、設計荷重(電巻)に対して倒壊又は転倒を防止できる構造であることを、構造設計にて説明する。	【8条(電巻)-21代表】 ・設計荷重(電巻)で電巻防護対象施設に適合するための設備と可能な限り位置的分散を図ることについては、外部衝撃に係る設計であることを配置設計にて説明する。	【8条(電巻)-21代表】 ・設計荷重(電巻)で電巻防護対象施設に適合するための設備と可能な限り位置的分散を図ることについては、外部衝撃に係る設計であることを配置設計にて説明する。		
					8条(電巻)C② 電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼすおそれのある設備	評価 8条(電巻) (No.21-2)	(8条(電巻)-21) ・建物・構築物のうち波及的影響を及ぼし得る施設である建屋、北風気流は、設計荷重(電巻)に対して倒壊又は転倒を防止できる構造であることを評価にて説明する。	【8条(電巻)-21代表】 ・設計荷重(電巻)で電巻防護対象施設に適合するための設備と可能な限り位置的分散を図ることについては、外部衝撃に係る設計であることを配置設計にて説明する。	【8条(電巻)-21代表】 ・設計荷重(電巻)で電巻防護対象施設に適合するための設備と可能な限り位置的分散を図ることについては、外部衝撃に係る設計であることを配置設計にて説明する。		<評価対象部位> ⇒評価対象部位の選定を説明【(補足外電巻05)構造強度評価における評価対象部位の選定について】
					8条(電巻)C② 電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼすおそれのある設備	構造設計 8条(電巻) (No.21-3) 36条 (No.92-3)	(8条(電巻)-21) ・建物・構築物のうち波及的影響を及ぼし得る施設であるペント管等は、設計荷重(電巻)に対して倒壊又は転倒を防止できる構造であることを、構造設計にて説明する。	【8条(電巻)-21代表】 ・設計荷重(電巻)で電巻防護対象施設に適合するための設備と可能な限り位置的分散を図ることについては、外部衝撃に係る設計であることを配置設計にて説明する。	【8条(電巻)-21代表】 ・設計荷重(電巻)で電巻防護対象施設に適合するための設備と可能な限り位置的分散を図ることについては、外部衝撃に係る設計であることを配置設計にて説明する。		
					8条(電巻)C② 電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼすおそれのある設備	評価 8条(電巻) (No.21-3) 36条 (No.92-3)	(8条(電巻)-21) ・建物・構築物のうち波及的影響を及ぼし得る施設であるペント管等は、設計荷重(電巻)に対して倒壊又は転倒を防止できる構造であることを評価にて説明する。	【8条(電巻)-21代表】 ・設計荷重(電巻)で電巻防護対象施設に適合するための設備と可能な限り位置的分散を図ることについては、外部衝撃に係る設計であることを配置設計にて説明する。	【8条(電巻)-21代表】 ・設計荷重(電巻)で電巻防護対象施設に適合するための設備と可能な限り位置的分散を図ることについては、外部衝撃に係る設計であることを配置設計にて説明する。		<評価対象部位> ⇒評価対象部位の選定を説明【(補足外電巻05)構造強度評価における評価対象部位の選定について】

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回申請							
					設計説明分類 (正誤は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲 (対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
22	使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は、設計審査(電巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、使用済燃料収納キャスクに波及的破壊を及ぼさない設計とする。	評価要求	基本方針 (使用済燃料収納キャスクを収納する建屋)  使用済燃料輸送容器管理建屋 (使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫)	建築物・構築物	冒頭宣言に当たる8条(電巻)基本設計方針No.6を受けた設計 No.7, 8から展開される設計条件 (最大風速100m/sによる設計荷重(電巻)の設定)を考慮							
					構造設計 8条(電巻) (No.22-1)	8条(電巻)A① 使用済燃料キャスクを収納する建屋	(8条(電巻)-22) ・建築物・構築物のうち使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は、設計審査(電巻)に対し、強度又は転倒を防止できる構造性能を確保することを、構造設計にて説明する。	<8条(電巻)-22 代表以外> ・建築物・構築物のうち使用済燃料収納キャスクを収納する建屋の設計審査(電巻)に対する構造設計は、8条(電巻)-21「建築物・構築物」を代表に説明G1で説明する。	-	-		
23	電巻随伴事象に対する設計方針 過去の地域における電巻被害状況及び再処理施設の配置から、電巻随伴事象として火災、漏水及び外部電圧損失を想定し、これらの事象が発生した場合においても、電巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 【8条(電巻)-34~35】	基本方針	基本方針設計方針	冒頭宣言に当たる8条(電巻)基本設計方針No.3を受けた設計  (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.24~26で展開する。)							
					-							
24	電巻随伴事象のうち火災に対しては、火災源と電巻防護対象施設の位置関係を踏まえて影響評価を行った上で、電巻防護対象施設の安全機能に影響を及ぼさない設計又は火災の感知・消火等の対策により電巻防護対象施設の安全機能に影響を及ぼさない設計とする。電巻随伴事象としての火災による影響は外部火災及び内部火災に対する防護設計に包摂されるため、「3.3.3 外部火災」の「(4) 設備の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策」及び「6. 水災等による損傷の防止」に基づき設計とする。	定義	基本方針	基本方針	冒頭宣言に当たる8条(電巻)基本設計方針No.23を受けた設計  (外部火災に係る具体的設計については、8条(外部火災)基本設計方針No.20に展開する。内部火災に係る具体的設計については、11条(内部火災)に展開する。)							
					-							
25	電巻随伴事象のうち漏水に対しては、漏水源と電巻防護対象施設の位置関係を踏まえて影響評価を行った上で、電巻防護対象施設の安全機能に影響を及ぼさない設計とする。電巻随伴事象としての漏水による影響は漏水に対する防護設計に包摂されるため、「6. 再処理施設内における漏水による損傷の防止」の「6.3.4 その他の漏水」に基づく設計とする。	定義	基本方針	基本方針	冒頭宣言に当たる8条(電巻)基本設計方針No.23を受けた設計  (漏水に係る具体的設計については、12条(漏水)基本設計方針No.21に展開する。)							
					-							
26	電巻随伴事象のうち外部電圧損失に対しては、外部電圧損失が生じたとしても非常用内電源系統等の安全機能を確保する設計とし、非常用内電源系統による電圧供給を可能とすることで電巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。	定義	基本方針	基本方針設計方針	冒頭宣言に当たる8条(電巻)基本設計方針No.23を受けた設計  (非常用内電源系統に係る具体的設計については、29条(保安電源)に展開する。)							
					-							
27	必要な機能を損なわないための運用上の措置 電巻に関する設計条件等に係る新知見の収集及び電巻に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言 【8条(電巻)-28,29】	基本方針	基本方針	冒頭宣言に当たる8条(電巻)基本設計方針No.2を受けた設計							
					-							
28	設計電巻の特性値、電巻と同時に発生する自然現象等について、定期的に新知見の検証を行い、新知見が得られた場合に評価を行うこと	運用要求	施設共通 基本設計方針 (新知見の収集)	基本方針	冒頭宣言に当たる8条(電巻)基本設計方針No.27を受けた設計  (運用要求) (※第1回申請と同じ)							
					-							
29	資機材等の固定、固縛又は巻取収納並びに車両の入替管理及び避難を行うこと	運用要求	施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置)	基本方針	冒頭宣言に当たる8条(電巻)基本設計方針No.11,27を受けた設計  (運用要求) (※第1回申請と同じ)							
					設計説明分類共通 (屋外 機器・配管)	(施設共通の基本設計方針のため)	構造設計 36条(No.50-3)	(36条-50) ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は電巻により飛来物とならないよう風荷重を考慮し必要に応じて当該設備又は当該設備を収納するものを固縛する設計を構造設計にて説明する。	【36条-50代表】501 ・電巻に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は電巻により飛来物とならないよう風荷重を考慮し必要に応じて当該設備又は当該設備を収納するものを固縛する設計を構造設計にて説明する。 また、当該設計は共通の設計方針のため、8条(電巻)-19「屋外 機器・配管」を代表として説明する。	【悪影響防止に関する設計】 ③-2-2 設計飛来物にならないための措置(可搬型SA設備) 36条-50は8条(電巻)の屋外の設備に対しての設計措置であり、設計基準対処設備に同様の設計が無いことから、単独で説明する。	-	-
							評価 36条(No.50-3)	(36条-50) ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は電巻により飛来物とならないよう風荷重を考慮し必要に応じて当該設備又は当該設備を収納するものを固縛する設計を評価にて説明する。				
							構造設計 36条(No.50-4)	(36条-50) ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は電巻により飛来物とならないよう風荷重を考慮し必要に応じて当該設備又は当該設備を収納するものを固縛する設計を構造設計にて説明する。				
							評価 36条(No.50-4)	(36条-50) ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は電巻により飛来物とならないよう風荷重を考慮し必要に応じて当該設備又は当該設備を収納するものを固縛する設計を評価にて説明する。				
					設計説明分類共通 (屋外 機器・配管)	(施設共通の基本設計方針のため)	構造設計 (運用)	(8条(電巻)-29) ・電巻に対して、鋼製材よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等の設置場所及び障害物の有無を考慮し、資機材等が飛来物とならないように固縛又は固定する設計  (36条-92(45)) ・電巻に対して、鋼製材よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等の設置場所及び障害物の有無を考慮し、資機材等が飛来物とならないように固縛又は固定する設計  (36条-122(45)) ・電巻に対して、鋼製材よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等の設置場所及び障害物の有無を考慮し、資機材等が飛来物とならないように固縛又は固定する設計	<8条(電巻)-29代表以外> <36条-92(45)代表以外> <36条-122(45)代表以外> ・電巻に対して資機材等が飛来物とならない措置については、共通の設計方針となるため、36条-50「屋外 機器・配管」を代表として説明する。	【環境条件に関する設計】 ①-7-2 設計飛来物にならないための措置(資機材) 36条-92,122は8条(電巻)の屋外の設備に対しての設計措置であり、設計と同様の設計であることを確認したため、統合して説明する。	-	-
-												

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回申請									
					設計説明分類 (注記は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲(対象範囲は資料1別添参 照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料			
30	第2章 個別項目 7. その他特別取組の附属施設 7.3.4 竜巻防護対策設備 竜巻防護対策設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「2. 地盤」、「3. 自然現象等」、「5. 火災等による損傷の 防止」、「6. 再処理施設内における漏水による損傷の防止」、「7. 再 処理施設内における化学薬品の漏れによる損傷の防止」及び「9. 設備 に対する要求」に基づくとする。	冒頭宣言			冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No.20を受けた設計									
					(冒頭宣言であり、具体の設計は各条の基本設計方針で展開する。)									
31	竜巻に対する防護設計においては、建屋による防護が期待できない竜巻 防護対象施設及び安全機能を損なうおそれのある屋外に設置される竜巻 防護対象施設が設計対象物の衝突によって安全機能を損なうことを防止 するため、竜巻防護対策設備を設置する設計とする。	評価要求 機能要求②	基本方針	基本方針	冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No.30を受けた設計 基本設計方針No.15,18~20で展開するとした竜巻防護対策設備の設計									
					竜巻防護対策設備	8条(竜巻)D) 竜巻防護対策 設備 36&9D) 飛来物防護板	構造設計							
32	竜巻防護対策設備は、設計竜巻によって発生する設計飛来物による竜巻 防護対象施設への影響を防止するための飛来物防護板及び飛来物防護 ネットで構成する。	冒頭宣言 【8条(竜巻) -34,35】	基本方針	基本方針	(冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.34,35で展開する。)									
33	竜巻防護対策設備の設計に際しては、竜巻防護対象施設が安全機能を 損なわないよう、次のような方針で設計する。	冒頭宣言 【8条(竜巻) -34,35】	基本方針	基本方針	(冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.34,35で展開する。)									

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回申請					
					設計説明分類 (注記は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲 (対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
34	(1) 飛来物防護板、防護板(鋼材)とそれを支持する支持架構又は建屋に支持される防護板(鉄筋コンクリート)で構成し、以下の設計とする。 a. 防護板は、設計飛来物の貫通及び表面損傷を防止できる設計とする。 b. 支持架構は、設計荷重(竜巻)に対し、防護板(鋼材)を支持できる強度を有する設計とする。 飛来物防護板は、竜巻防護対象施設(構造物)に影響を与えない設計とする。 飛来物防護板は、設計荷重(竜巻)により、竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。	基本方針 (竜巻防護対策設備) 竜巻防護対策設備 ・飛来物防護板 (前処理建屋 安全高気圧設置室) ・飛来物防護板 (精製建屋 非常用内電源系統及び計測制御系統施設設置室 A) ・飛来物防護板 (精製建屋 非常用内電源系統及び計測制御系統施設設置室 B) ・飛来物防護板 (非常用内電源建屋 第2非常用ディーゼル発電機及び非常用内電源系統設置室 A 北ブロック) ・飛来物防護板 (非常用内電源建屋 第2非常用ディーゼル発電機及び非常用内電源系統設置室 B 南ブロック) ・飛来物防護板 (主排気筒接続用 屋外配管及び屋外ダクト 分譲建屋地外) ・飛来物防護板 (主排気筒接続用 屋外配管及び屋外ダクト 精製建屋地外) ・飛来物防護板 (主排気筒接続用 屋外配管及び屋外ダクト 高レベル電液ガス同化建屋地外) ・飛来物防護板 (制御建屋 中央制御室換気設備設置室) ・飛来物防護板 (冷却塔接続 屋外設備)	基本方針 設計方針 (設計方針) 評価条件 評価方法 (竜巻防護対策設備) 評価 (竜巻防護対策設備)	竜巻防護対策設備 8条(竜巻)D② 飛来物防護板 36条D② 飛来物防護板	<p>冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No.30、32、33を受けた設計 基本設計方針No.31で展開するとして竜巻防護対策設備の設計 No.7~9から展開される設計条件 (最大風速100m/sによる設計荷重(竜巻)の設定)を考慮</p>	<p>構造設計 8条(竜巻) (No. 34-1)</p>	<p>【8条(竜巻)-34 代表】説明p11 【36条-50 代表】 【36条-91(45) 代表】 【36条-92(45) 代表】 【36条-121(45) 代表】</p> <p>・飛来物防護板が、設計荷重(竜巻)に対し竜巻防護対象施設が安全機能を損なわないための構造設計は、外部衝撃に対する防護に必要設計であるため、説明p11にて説明する。 また、当該設計は外部事象に対して竜巻の設計方針であるため、8条(竜巻)-34「竜巻防護対策設備」を代表として説明する。 &lt;8条(竜巻)-31代表以外&gt; ・竜巻防護対策設備</p>	<p>&lt;飛来物防護ネットの構造、評価&gt; ⇒飛来物防護ネットの独自構造について説明 【補足(竜巻)4】防護ネット及び防護板の健全性について</p>		
					<p>構造設計 36条(No. 50-6)</p>	<p>【36条-50】 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保することを構造設計にて説明する。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物が重大事故等が施設に衝突することを防止するため、設計飛来物が侵入する隙間がないように設計する。 ・設計飛来物が侵入し得る隙間を設ける場合は、当該期間からの設計飛来物の侵入を防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するように防護板を設置する。 ・防護板は設計荷重(竜巻)に対し、防護板の脱落による波及的影響を与えない設計とする。 ・支持架構は設計荷重(竜巻)に対して防護板(鋼材)を支持し、支持架構を構成する部材の強度、転倒及び脱落による波及的影響を与えない構造強度を確保する。</p>	<p>&lt;飛来物防護ネットの構造、評価&gt; ⇒飛来物防護ネットの独自構造について説明 【補足(竜巻)4】防護ネット及び防護板の健全性について</p>			
					<p>構造設計 36条(No. 91-9)</p>	<p>【36条-91(45)】 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保することを構造設計にて説明する。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物が重大事故等が施設に衝突することを防止するため、設計飛来物が侵入する隙間がないように設計する。 ・設計飛来物が侵入し得る隙間を設ける場合は、当該期間からの設計飛来物の侵入を防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するように防護板を設置する。 ・防護板は設計荷重(竜巻)に対し、防護板の脱落による波及的影響を与えない設計とする。 ・支持架構は、設計荷重(竜巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の強度、転倒及び脱落による波及的影響を与えないよう、骨組構造(フレーム、トラス等)を採用するとともに、支持架構を構成する部材が十分な厚みを有することを構造設計にて説明する。</p>	<p>&lt;飛来物防護ネットの構造、評価&gt; ⇒飛来物防護ネットの独自構造について説明 【補足(竜巻)4】防護ネット及び防護板の健全性について</p>			
					<p>構造設計 36条(No. 91-9)</p>	<p>【36条-91(45)】 ・防護板(鉄筋コンクリート)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び表面損傷が生じない厚さを確保することを構造設計にて説明する。 ・飛来物防護板は、重大事故等が施設に衝突することを防止するため、設計飛来物が侵入する隙間がないように設計する。 ・設計飛来物が侵入し得る隙間を設ける場合は、当該期間からの設計飛来物の侵入を防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するように防護板を設置する。 ・防護板は設計荷重(竜巻)に対し、防護板の脱落による波及的影響を与えない設計とする。 ・支持架構は、設計荷重(竜巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の強度、転倒及び脱落による波及的影響を与えないよう、骨組構造(フレーム、トラス等)を採用するとともに、支持架構を構成する部材が十分な厚みを有することを構造設計にて説明する。</p>	<p>&lt;飛来物防護ネットの構造、評価&gt; ⇒飛来物防護ネットの独自構造について説明 【補足(竜巻)4】防護ネット及び防護板の健全性について</p>			



項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	設計説明分類 (下欄は代表)		第2回申請		既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
					設計説明分類 (下欄は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲 (対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方			説明グループの考え方
34	(1) 飛来物防護板 飛来物防護板は、防護板(鋼材)とそれを支持する支持架構又は建屋に支持される防護板(鉄筋コンクリート)で構成し、以下の設計とする。 a. 防護板は、設計飛来物の貫通及び表面割傷を防止できる設計とする。 b. 支持架構は、設計荷重(電巻)に対し、防護板(鋼材)を支持できる強度を有する設計とする。 c. 飛来物防護板は、電巻防護対象施設の安全機能(構造機能)に影響を与えない設計とする。 飛来物防護板は、設計荷重(電巻)により、電巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。	評価要求 機能要求②	基本方針 (電巻防護対策設備) 電巻防護対策設備 ・飛来物防護板 (前処理建屋 安全風気系設置室) ・飛来物防護板 (精製建屋 非常用内電源系統及び制御系設置室 A) ・飛来物防護板 (精製建屋 非常用内電源系統及び制御系設置室 B) ・飛来物防護板 (非常用内電源系統 第2非常用ディーゼル発電機及び非常用内電源系統設置室 A 北ブロック) ・飛来物防護板 (非常用内電源系統 第2非常用ディーゼル発電機及び非常用内電源系統設置室 A 南ブロック) ・飛来物防護板 (非常用内電源系統 第2非常用ディーゼル発電機及び非常用内電源系統設置室 B 北ブロック) ・飛来物防護板 (非常用内電源系統 第2非常用ディーゼル発電機及び非常用内電源系統設置室 B 南ブロック) ・飛来物防護板 (第1ガラス固体貯蔵罐 東側走行アレーン 差込部設置室) ・飛来物防護板 (主排気筒接続用 屋外配管及び屋外ダクト 主排気筒周り) ・飛来物防護板 (主排気筒接続用 屋外配管及び屋外ダクト 分離罐屋外側) ・飛来物防護板 (主排気筒接続用 屋外配管及び屋外ダクト 精製建屋屋外側) ・飛来物防護板 (主排気筒接続用 屋外配管及び屋外ダクト 高レベル遊戯ガス固化電解屋外側) ・飛来物防護板 (制御建屋 中央制御室換気設備設置室) ・飛来物防護板 (冷却塔接続 屋外設備)	基本設計方針 設計方針(設計方針) 評価方法(電巻防護対策設備) 評価(電巻防護対策設備)	構造設計 36条(No. 92-4)	8条(電巻)D② 飛来物防護板 36条D② 飛来物防護板	構造設計 36条(No. 92-4)	・防護板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び表面割傷が生じない厚さを確保することを構造設計にて説明する。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突することを防止するため、設計飛来物が侵入する隙間がないように設計することを構造設計にて説明する。 ・設計飛来物が侵入し得る隙間から設計飛来物が侵入することを防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するように防護板等を配置し、設計飛来物を衝突させること、電巻防護対象施設内への侵入を防止することを構造設計にて説明する。 ・防護板(鋼材)は、設計荷重(電巻)に対して、設計荷重が破断し、防護板(鋼材)の脱落による波及的影響を与えないことを構造設計にて説明する。 ・支持架構は、設計荷重(電巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の割傷、転倒及び脱落による波及的影響を与えないよう、骨組構造(ラーメン、トラス等)を採用するとともに、支持架構を構成する部材が十分な厚みを有することを構造設計にて説明する。	【8条(電巻)-34 代表】説明① 【36条-91(45) 代表】 【36条-92(45) 代表】 【36条-121(45) 代表】	電巻防護対策設備 (電巻)に対し電巻防護対象施設が安全機能を損なわないための構造設計は、外部衝撃に対する防護にかかる設計であるため、既認可にて説明する。 また、当該設計は外部衝撃に対して共通の設計方針であるため、8条(電巻)-24「電巻防護対策設備」を代表として説明する。  <8条(電巻)-31代表以外> ・電巻防護対策設備	-
					構造設計 36条(No. 121-5)		・防護板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び表面割傷が生じない厚さを確保することを構造設計にて説明する。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突することを防止するため、設計飛来物が侵入する隙間がないように設計することを構造設計にて説明する。 ・設計飛来物が侵入し得る隙間から設計飛来物が侵入することを防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するように防護板等を配置し、設計飛来物を衝突させること、電巻防護対象施設内への侵入を防止することを構造設計にて説明する。 ・防護板(鋼材)は、設計荷重(電巻)に対して、設計荷重が破断し、防護板(鋼材)の脱落による波及的影響を与えないことを構造設計にて説明する。 ・支持架構は、設計荷重(電巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の割傷、転倒及び脱落による波及的影響を与えないよう、骨組構造(ラーメン、トラス等)を採用するとともに、支持架構を構成する部材が十分な厚みを有することを構造設計にて説明する。	【8条(電巻)-34 代表】説明① 【36条-91(45) 代表】 【36条-92(45) 代表】 【36条-121(45) 代表】			
					評価 8条(電巻)(No. 34-1)		・飛来物防護板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び表面割傷が生じない厚さを確保することを構造設計にて説明する。 ・飛来物防護板は、重大事故等対処設備の電気機能に影響を与えないよう、空気の総排気可能な開口を確保し、アワードを設けることを構造設計にて説明する。	【8条(電巻)-34 代表】説明① 【36条-91(45) 代表】 【36条-92(45) 代表】 【36条-121(45) 代表】			
					評価 36条(No. 50-3)		・防護板(鋼材)は、貫通が生じない厚さを有していることを評価にて説明する。 ・防護板(鋼材)の取付ボルトは、設計荷重(電巻)に対して、防護板(鋼材)が脱落しない強度を有していることを評価にて説明する。 ・支持架構は、設計荷重(電巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の割傷、転倒及び脱落による波及的影響を与えないことを評価にて説明する。	【36条-50】 ・防護板(鋼材)は、貫通が生じない厚さを有していることを評価にて説明する。 ・防護板(鋼材)の取付ボルトは、設計荷重(電巻)に対して、防護板(鋼材)が脱落しない強度を有していることを評価にて説明する。 ・支持架構は、設計荷重(電巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の割傷、転倒及び脱落による波及的影響を与えないことを評価にて説明する。	【36条-50 代表】 ・設計荷重(電巻)に対する飛来物防護板の構造設計については、外部衝撃に対する防護にかかる設計であるため、既認可にて説明する。 また、当該設計は外部衝撃に対して共通の設計方針であるため、8条(電巻)-24「電巻防護対策設備」を代表として説明する。		
					評価 36条(No. 91-9)		・防護板(鋼材)は、貫通が生じない厚さを有していることを評価にて説明する。 ・防護板(鋼材)の取付ボルトは、設計荷重(電巻)に対して、防護板(鋼材)が脱落しない強度を有していることを評価にて説明する。 ・支持架構は、設計荷重(電巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の割傷、転倒及び脱落による波及的影響を与えないことを評価にて説明する。	【36条-91】 ・防護板(鋼材)は、貫通が生じない厚さを有していることを評価にて説明する。 ・防護板(鋼材)の取付ボルトは、設計荷重(電巻)に対して、防護板(鋼材)が脱落しない強度を有していることを評価にて説明する。 ・支持架構は、設計荷重(電巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の割傷、転倒及び脱落による波及的影響を与えないことを評価にて説明する。	【36条-91 代表】 ・設計荷重(電巻)に対する飛来物防護板の構造設計については、外部衝撃に対する防護にかかる設計であるため、既認可にて説明する。 また、当該設計は外部衝撃に対して共通の設計方針であるため、8条(電巻)-24「電巻防護対策設備」を代表として説明する。		
					評価 36条(No. 92-4)		・防護板(鋼材)は、貫通が生じない厚さを有していることを評価にて説明する。 ・防護板(鋼材)の取付ボルトは、設計荷重(電巻)に対して、防護板(鋼材)が脱落しない強度を有していることを評価にて説明する。 ・支持架構は、設計荷重(電巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の割傷、転倒及び脱落による波及的影響を与えないことを評価にて説明する。	【36条-92】 ・防護板(鋼材)は、貫通が生じない厚さを有していることを評価にて説明する。 ・防護板(鋼材)の取付ボルトは、設計荷重(電巻)に対して、防護板(鋼材)が脱落しない強度を有していることを評価にて説明する。 ・支持架構は、設計荷重(電巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の割傷、転倒及び脱落による波及的影響を与えないことを評価にて説明する。	【36条-92 代表】 ・設計荷重(電巻)に対する飛来物防護板の構造設計については、外部衝撃に対する防護にかかる設計であるため、既認可にて説明する。 また、当該設計は外部衝撃に対して共通の設計方針であるため、8条(電巻)-24「電巻防護対策設備」を代表として説明する。		
評価 36条(No. 121-5)	・防護板(鋼材)は、貫通が生じない厚さを有していることを評価にて説明する。 ・防護板(鋼材)の取付ボルトは、設計荷重(電巻)に対して、防護板(鋼材)が脱落しない強度を有していることを評価にて説明する。 ・支持架構は、設計荷重(電巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の割傷、転倒及び脱落による波及的影響を与えないことを評価にて説明する。	【36条-121】 ・防護板(鋼材)は、貫通が生じない厚さを有していることを評価にて説明する。 ・防護板(鋼材)の取付ボルトは、設計荷重(電巻)に対して、防護板(鋼材)が脱落しない強度を有していることを評価にて説明する。 ・支持架構は、設計荷重(電巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の割傷、転倒及び脱落による波及的影響を与えないことを評価にて説明する。	【36条-121 代表】 ・設計荷重(電巻)に対する飛来物防護板の構造設計については、外部衝撃に対する防護にかかる設計であるため、既認可にて説明する。 また、当該設計は外部衝撃に対して共通の設計方針であるため、8条(電巻)-24「電巻防護対策設備」を代表として説明する。								







項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	審査回申請				
					設計説明分類(正論は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲(対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方
24	可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。	設置要求	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No.8,12を受けた設計				
					屋外 機器・配管	36条B② 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	<p>屋内に保管する「屋外 機器・配管」である可搬型屋内ホース等の可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した位置的分散を図る設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と異なる位置に保管</li> <li>電巻に対して複数の保管場所に相互に100m以上の離隔を確保して保管</li> </ul> <p>以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-23 屋内 機器・配管</p>	【位置的分散に関する設計】 ②-2-1 可搬SA設備(開口部) 36条-23の屋内・機器配管に関する設計と同様の設計であることから、36条側(36条-23)に統合する。
							配置設計	<p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した位置的分散を図る設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準に対処するための設備(屋外に設置する設計基準に対処するための設備を含む)又は常設重大事故等対処設備と異なる位置に保管</li> <li>電巻に対して複数の保管場所に相互に100m以上の離隔を確保して保管</li> </ul> <p>以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-23 屋外 機器・配管</p>	【位置的分散に関する設計】 ②-2-1 可搬SA設備(屋外) 36条-23の屋外・機器配管に関する設計と同様の設計であることから、36条側(36条-23)に統合する。
		屋内 機器・配管	36条C② 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	<p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した位置的分散を図る設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と異なる位置に保管</li> <li>電巻に対して複数の保管場所に相互に100m以上の離隔を確保して保管</li> </ul> <p>以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-23 屋内 機器・配管</p>				
30	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)、電巻、凍結、高圧、洪水、積雪、雷害、火山の影響、生物学的事象、森林火災、地震、航空機墜下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた構造等内に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。	設置要求	可搬型重大事故等対処設備	設計方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No.8,10,11を受けた設計				
					屋外 機器・配管	36条B② 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	<p>屋内に保管する「屋外 機器・配管」である可搬型屋内ホース等の可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した位置的分散を図る設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と異なる位置に保管</li> <li>電巻に対して複数の保管場所に相互に100m以上の離隔を確保して保管</li> </ul> <p>以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-23 屋内 機器・配管</p>	【位置的分散に関する設計】 ②-2-1 可搬SA設備(開口部) 36条-23の屋内・機器配管に関する設計と同様の設計であることから、36条側(36条-23)に統合する。
							配置設計	<p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した位置的分散を図る設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準に対処するための設備(屋外に設置する設計基準に対処するための設備を含む)又は常設重大事故等対処設備と異なる位置に保管</li> <li>電巻に対して複数の保管場所に相互に100m以上の離隔を確保して保管</li> </ul> <p>以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-23 屋外 機器・配管</p>	
		屋内 機器・配管	36条C② 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	<p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した位置的分散を図る設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と異なる位置に保管</li> <li>電巻に対して複数の保管場所に相互に100m以上の離隔を確保して保管</li> </ul> <p>以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-23 屋内 機器・配管</p>				
31	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建物の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	可搬型重大事故等対処設備	設計方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No.8,10,11を受けた設計				
					屋外 機器・配管	36条B② 屋外の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	<p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した位置的分散を図る設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準に対処するための設備(屋外に設置する設計基準に対処するための設備を含む)又は常設重大事故等対処設備と異なる位置に保管</li> <li>電巻に対して複数の保管場所に相互に100m以上の離隔を確保して保管</li> </ul> <p>以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-23 屋外 機器・配管</p>	【位置的分散に関する設計】 ②-2-1 可搬SA設備(屋外) 36条-23の屋外・機器配管に関する設計と同様の設計であることから、36条側(36条-23)に統合する。
							配置設計	<p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した位置的分散を図る設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と異なる位置に保管</li> <li>電巻に対して複数の保管場所に相互に100m以上の離隔を確保して保管</li> </ul> <p>以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-23 屋内 機器・配管</p>	
32	また、屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保する設計とする。	設置要求	可搬型重大事故等対処設備	設計方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No.8,10,11を受けた設計				
					屋外 機器・配管	36条B② 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	<p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した位置的分散を図る設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準に対処するための設備(屋外に設置する設計基準に対処するための設備を含む)又は常設重大事故等対処設備と異なる位置に保管</li> <li>電巻に対して複数の保管場所に相互に100m以上の離隔を確保して保管</li> </ul> <p>以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-23 屋外 機器・配管</p>	【位置的分散に関する設計】 ②-2-1 可搬SA設備(屋外) 36条-23の屋外・機器配管に関する設計と同様の設計であることから、36条側(36条-23)に統合する。
							配置設計	<p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した位置的分散を図る設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と異なる位置に保管</li> <li>電巻に対して複数の保管場所に相互に100m以上の離隔を確保して保管</li> </ul> <p>以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-23 屋内 機器・配管</p>	
35	可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口(建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。)	設置要求	基本方針(常設・可搬型接続)	基本方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口))	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No.8,9,10,11,12,13を受けた設計				
					屋内 機器・配管	追記	配置設計	<p>接続口は適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計。</p> <p>以上の設計は、以下の36条基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 8条(電巻)-18</p>	【位置的分散に関する設計】 ②-3-2 常設SA設備(接続口) 屋内の接続口の位置的分散に関する設計であり、位置的分散の効果が期待される8条(電巻)に関する設計のうち開口部影響に対する設計と合わせて説明する。
							配置設計	<p>接続口は屋外からのアクセス性を考慮した異なる複数の場所に設置する設計。</p> <p>以上の設計は、以下の36条基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 8条(電巻)-19</p>	【位置的分散に関する設計】 ②-3-2 常設SA設備(接続口へのアクセス性) 接続口へアクセスするための建屋境界の扉の位置的分散に関する設計であり、8条(電巻)に関する設計のうち屋外の防護対象施設の設計と合わせて説明する。
41	接続口は、複数のアクセスルートを用意して自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して建屋等内の適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。	設置要求	常設・可搬型接続口	設計方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口))	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No.8,10,11を受けた設計				
					屋内 機器・配管	追記	配置設計	<p>接続口は適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計。</p> <p>以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-35 屋内 機器・配管</p>	【位置的分散に関する設計】 ②-3-1 常設SA設備(接続口) 36条-35の屋内・機器配管に関する設計と同様の設計であることから、36条側(36条-35)に統合する。
							配置設計	<p>接続口は屋外からのアクセス性を考慮した異なる複数の場所に設置する設計。</p> <p>以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-35 屋内 機器・配管</p>	【位置的分散に関する設計】 ②-3-1 常設SA設備(接続口へのアクセス性) 36条-35の屋内・機器配管に関する設計と同様の設計であることから、36条側(36条-35)に統合する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回申請								
					設計説明分類(正誤は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲(対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料		
46	(2) 悪影響防止 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言【36条46】 設置要求 機能要求① 機能要求②	基本方針	基本方針(悪影響防止)			(冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.46に展開する。)						
					建物・構築物	36条A① 屋内の常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計	<p>屋内に設置する常設重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重大事故等対処設備を収納する建屋等のうち主排気筒管理棟等は風圧に等価防風対策が設置されており設計重量(電巻)の影響を受けない設計。</li> <li>・ 風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計電巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計に含まれる。</li> </ul> <p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針欄でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-91 建物・構築物</p>				<p>【悪影響防止に関する設計】</p> <p>SA設備が電巻の影響によって他設備へ悪影響を与えないようにするためには、36条-91等に示す自らが外部衝撃に対して耐える設計(環境条件に関する設計)とすることで達成されることから、36条-91等の環境条件に対する設計と合わせて8条側へ展開する。</p>	
						36条A② 屋内に設置する常設重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 <p>・ 重大事故等対処設備を収納する建屋等のうち主排気筒管理棟等は風圧に等価防風対策が設置されており設計重量の衝突の影響を受けない設計。</p> <p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針欄でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-91 建物・構築物</p>							
						36条A③ 屋内の常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計(No. 91-2)	<p>屋内に設置する常設重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重大事故等対処設備を収納する建屋等は設計発生(電巻)に対して、建屋の構造部材が靱性、過大な変形及び陥落が生じないよう、鉄筋コンクリート造を採用するとともに、建屋の構造部材が十分な厚みを有する設計。</li> <li>・ 風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計電巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計に含まれる。</li> </ul> <p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針欄でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-91 建物・構築物</p>					
						36条A④ 屋内の常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価(No. 91-2)	<p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針欄でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-91 建物・構築物</p>					
						36条A⑤ 屋内の常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計(No. 91-3)	<p>屋内に設置する常設重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重大事故等対処設備を収納する建屋等は、設計重量の衝突に対して、建屋の構造部材である根拠、壁、フード、扉が貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保する設計。</li> </ul> <p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針欄でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-91 建物・構築物</p>					
						36条A⑥ 屋内の常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価(No. 91-3)	<p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針欄でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-91 建物・構築物</p>					
					屋外 機器・配管	36条B① 屋外の常設重大事故等対処設備(屋外ダクト)	配置設計	<p>屋内に設置する常設重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常設重大事故等対処設備のうち屋外ダクトは電巻に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に設置する設計。</li> <li>・ 風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計電巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計に含まれる。</li> </ul> <p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針欄でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-91 屋外 機器・配管</p>				<建屋内の重大事故等対処設備の防護> ⇒重大事故等対処設備に影響を及ぼす可能性がある建屋開口部について、配置設計や建屋開口部の壁で防護することを説明 【【補足重事07(添付3)】建屋開口部の調査結果について】	
					屋内 機器・配管	36条C① 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備	システム設計	<p>屋内に設置する常設重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋内の常設重大事故等対処設備のうち外気と繋がっており気圧差が影響する範囲を示す。</li> </ul> <p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針欄でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-91 屋内 機器・配管</p>					
						36条C② 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備	システム設計	<p>屋内に設置する常設重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時対策種別換気設備の自動ダンパは電巻発生時に閉止する設計。</li> </ul> <p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針欄でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-91 屋内 機器・配管</p>					
						36条C③ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備	配置設計	<p>屋内に設置する常設重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋内の常設重大事故等対処設備は電巻に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に設置すること又は中構造物の内部に設置する設計。</li> <li>・ 風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計電巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計に含まれる。</li> </ul> <p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針欄でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-91 屋内 機器・配管</p>				<建屋内の重大事故等対処設備の防護> ⇒重大事故等対処設備に影響を及ぼす可能性がある建屋開口部について、配置設計や建屋開口部の壁で防護することを説明 【【補足重事07(添付3)】建屋開口部の調査結果について】	
						36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備	配置設計	<p>屋内に設置する常設重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建屋内の重大事故等対処設備の配置情報と建屋の開口部及び内壁の配置情報を踏まえ、設計重量物の侵入経路を考慮し、設計重量物が衝突しない位置に設置する設計は、以下の06基本設計方針と合わせて説明する。</li> </ul> <p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針欄でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-91 屋内 機器・配管</p>				<建屋内の重大事故等対処設備の防護> ⇒重大事故等対処設備に影響を及ぼす可能性がある建屋開口部について、配置設計や建屋開口部の壁で防護することを説明 【【補足重事07(添付3)】建屋開口部の調査結果について】	
						36条C⑤ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備	配置設計	<p>屋内に設置する常設重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建屋内に設置される開口部等から侵入する設計重量物が衝突しない位置に設置できない場合は、設計重量物の侵入経路を考慮し、電巻防風対策を設計することと建屋内の電巻防風対策施設への衝突を防止する設計。</li> </ul> <p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針欄でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-91 屋内 機器・配管</p>				<建屋内の重大事故等対処設備の防護> ⇒重大事故等対処設備に影響を及ぼす可能性がある建屋開口部について、配置設計や建屋開口部の壁で防護することを説明 【【補足重事07(添付3)】建屋開口部の調査結果について】	
						36条C⑥ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備	構造設計(No. 91-6)	<p>屋内に設置する常設重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「屋内 機器・配管」である重油貯槽等の重大事故等対処設備を収納する重油貯槽等は、設計重量(電巻)に対して、建屋の構造部材が靱性、過大な変形及び陥落が生じないよう、鉄筋コンクリート造を採用するとともに、建屋の構造部材が十分な厚みを有する設計。</li> <li>・ 風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計電巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計に含まれる。</li> </ul> <p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針欄でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-91 屋内 機器・配管</p>					
						36条C⑦ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備	評価(No. 91-6)	<p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針欄でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-91 屋内 機器・配管</p>					
						36条C⑧ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備	構造設計(No. 91-7)	<p>屋内に設置する常設重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「屋内 機器・配管」である重油貯槽等の重大事故等対処設備を収納する重油貯槽等は、設計重量物の衝突に対して、建屋の構造部材である根拠、壁、扉が貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保する設計。</li> </ul> <p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針欄でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-91 屋内 機器・配管</p>					
						36条C⑨ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備	評価(No. 91-7)	<p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針欄でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-91 屋内 機器・配管</p>					
						36条C⑩ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備	構造設計(No. 91-8)	<p>屋内に設置する常設重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋内の常設重大事故等対処設備のうち外気と繋がっている重大事故等対処設備は気圧による差に対して構成する主要部材が重大事故等への対処に必要な機能を維持可能な構造強度を有する設計。</li> </ul> <p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針欄でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-91 屋内 機器・配管</p>					
						36条C⑪ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備	評価(No. 91-8)	<p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針欄でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-91 屋内 機器・配管</p>					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	項目別申請					
					設計説明分類(工種は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲(対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方 説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
45	(2) 悪影響防止 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。	【36条46】 設置要求 機能要求① 機能要求②	基本方針	基本方針(悪影響防止)	電巻防護対策設備	36条D② 飛来物防護板	構造設計 (No. 91-9)	<p>屋内に設置する常設重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防護板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保する設計。</li> <li>・防護板(鋼材)は、設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突することを防止するため、設計飛来物が侵入する隙間がないように設置する設計。</li> <li>・設計飛来物が侵入し得る隙間を設ける場合は、当該隙間から設計飛来物が侵入することを防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するように防護板等を配置し、設計飛来物を衝突させることで、電巻防護対策設備内への侵入を防止する設計。</li> <li>・防護板(鋼材)は、設計荷重(電巻)に対して、取付ボルトが破断し、防護板(鋼材)の脱落による波及的影響を与えない設計。</li> <li>・支持架構は、設計荷重(電巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の樹状、転倒及び脱落下による波及的影響を与えないよう、骨組構造(フレーム・トラス等)を採用するとともに、支持架構を構成する部材が十分な厚みを有する設計。</li> <li>・防護板(鉄筋コンクリート)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保する設計。</li> <li>・飛来物防護板は、重大事故等対処設備の換気機能に影響を与えないよう、空気の給排気可能な開口を確保したフードを設ける設計。</li> </ul> <p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針欄でまとめて説明する。 《関連する36条本文基本設計方針No.》 36条-91 電巻防護対策設備</p>		
						36条D② 飛来物防護板	評価 (No. 91-9)			
						36条A④ 屋外の常設重大事故等対処設備	構造設計 (No. 92-1)	<p>屋外に設置する常設重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外の常設重大事故等対処設備は設計荷重(電巻)に対して、構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じないよう、十分な厚みを有する設計。</li> <li>・屋外の常設重大事故等対処設備は設計飛来物の衝突に対し貫通及び裏面剥離が生じない厚さを有する設計。</li> <li>・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計電巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計に含まれる。</li> </ul> <p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針欄でまとめて説明する。 《関連する36条本文基本設計方針No.》 36条-92 建物・構築物</p>		
						36条A④ 屋外の常設重大事故等対処設備	評価 (No. 92-1)			
						36条B⑤ 屋外の常設重大事故等対処設備(屋外ダクト)	配置設計	<p>屋外に設置する常設重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外の常設重大事故等対処設備のうち屋外ダクトは設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突しないように、重大事故等対処設備の上部及び側面を覆うように電巻防護対策設備を設置する設計。</li> </ul> <p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針欄でまとめて説明する。 《関連する36条本文基本設計方針No.》 36条-92 屋外 機器・配管</p>		
						— (施設共通の基本設計方針のため)	構造設計 (運用)	<p>屋外に設置する常設重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電巻に対して、鋼製材よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる破断材等の設置場所及び破断物の有無を考慮し、質機材等が飛来物とならないように固縛又は固定する設計。</li> </ul> <p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針欄でまとめて説明する。 《関連する36条本文基本設計方針No.》 36条-92 屋外 機器・配管</p>		
						36条C⑥ 情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等	システム設計	<p>屋外に設置する常設重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外の建物構築物のうち、重大事故等対処設備と繋がっている波及的影響を及ぼし得る施設(機能的影響)の系統情報(設計情報)を示す。</li> </ul> <p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針欄でまとめて説明する。 《関連する36条本文基本設計方針No.》 36条-92 屋内 機器・配管</p>		
						36条C⑥ 情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等	構造設計 (No. 92-●)	<p>屋外に設置する常設重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計荷重(電巻)により生じる風荷重に対し、主要な構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じない設計。</li> <li>・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計電巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計に含まれる。</li> </ul> <p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針欄でまとめて説明する。 《関連する36条本文基本設計方針No.》 36条-92 屋内 機器・配管</p>		
						36条C⑥ 情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等	評価 (No. 92-●)			
						36条C⑥ 情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等	構造設計 (No. 92-3)	<p>屋外に設置する常設重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内 機器・配管のうち波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等は、設計荷重(電巻)に対して機能的影響を及ぼす変形が生じない設計。</li> </ul>		
						36条C⑥ 情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等	評価 (No. 92-3)	<p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針欄でまとめて説明する。 《関連する36条本文基本設計方針No.》 36条-92 屋内 機器・配管</p>		
						36条D③ 飛来物防護板	構造設計 (No. 91-4)	<p>屋外に設置する常設重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防護板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保する設計。</li> <li>・防護板(鋼材)は、設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突することを防止するため、設計飛来物が侵入する隙間がないように設置する設計。</li> <li>・設計飛来物が侵入し得る隙間を設ける場合は、当該隙間から設計飛来物が侵入することを防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するように防護板等を配置し、設計飛来物を衝突させることで、電巻防護対策設備内への侵入を防止する設計。</li> <li>・防護板(鋼材)は、設計荷重(電巻)に対して、取付ボルトが破断し、防護板(鋼材)の脱落による波及的影響を与えない設計。</li> <li>・支持架構は、設計荷重(電巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の樹状、転倒及び脱落下による波及的影響を与えないよう、骨組構造(フレーム・トラス等)を採用するとともに、支持架構を構成する部材が十分な厚みを有する設計。</li> <li>・防護板(鉄筋コンクリート)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保する設計。</li> <li>・飛来物防護板は、重大事故等対処設備の換気機能に影響を与えないよう、空気の給排気可能な開口を確保したフードを設ける設計。</li> </ul> <p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針欄でまとめて説明する。 《関連する36条本文基本設計方針No.》 36条-92 電巻防護対策設備</p>		
36条D③ 飛来物防護板	評価 (No. 91-4)									
36条A⑤ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計	<p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備を収納する建屋等のうち主排気筒管理建屋は周辺に電巻防護対策設備が設置されており設計荷重(電巻)の影響を受けない設計。</li> <li>・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計電巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計に含まれる。</li> </ul> <p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針欄でまとめて説明する。 《関連する36条本文基本設計方針No.》 36条-121 建物・構築物</p>								

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回申請						
					設計説明分類 (正題は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲(対象範囲は資料1別 添付参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既設可からの変更点	関連する個別補足説明資料
46	(2) 悪影響防止 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。	賢明宣言【36 条46】 設置要求 機能要求① 機能要求②	基本方針	基本方針(悪影響防止)	建物・構築物	36条A① 重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計	<p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備を収納する建屋等のうち主排気筒管理棟等は周辺に電巻防護対策設備が設置されており設計荷重(電巻)の影響を受けない設計。</li> </ul> <p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-121 建物・構築物</p>			
						36条A② 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No. 121-2)	<p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備を収納する建屋等は設計荷重(電巻)に対して、建屋の構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じないよう、鉄筋コンクリート造を採用するとともに、建屋の構造部材が十分な厚みを有する設計。</li> <li>・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計電巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計に含まれる。</li> </ul>			
						36条A③ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 121-2)	<p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-121 建物・構築物</p>			
						36条A④ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No. 121-3)	<p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備を収納する建屋等は、設計飛来物の衝突に対して、建屋の構造部材である屋根、壁、フード、扉が貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保する設計。</li> </ul>			
						36条A⑤ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 121-3)	<p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-121 建物・構築物</p>			
					屋外 機器・配管	36条B① 屋外の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	<p>屋内に保管する「屋外 機器・配管」である可搬型建屋内ボース等の可搬型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型重大事故等対処設備は電巻に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に設置する設計。</li> <li>・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計電巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計に含まれる。</li> </ul> <p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-121 屋外 機器・配管</p>			
						36条B② 屋外の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	<p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内に保管する「屋外 機器・配管」である可搬型建屋内ボース等の可搬型重大事故等対処設備は電巻に対して100m以上の離隔距離を確保した異なる場所にも保管する設計。</li> </ul> <p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-121 屋外 機器・配管</p>			
					屋内 機器・配管	36条C① 屋内の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	<p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内の可搬型重大事故等対処設備は電巻に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に保管する設計。</li> <li>・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計電巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計に含まれる。</li> </ul> <p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-121 屋内 機器・配管</p>			
						36条C② 屋内の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	<p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型重大事故等対処設備は電巻に対して100m以上の離隔距離を確保した異なる場所にも保管する設計。</li> </ul> <p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-121 屋内 機器・配管</p>			
					電巻防護対策設備	36条D① 飛来物防護板	構造設計 (No. 121-5)	<p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防護板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保する設計。</li> <li>・防護板(鋼材)は、設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突することを防止するため、設計飛来物が侵入する隙間がないよう設置する設計。</li> <li>・設計飛来物が侵入し得る隙間を設ける場合は、当該隙間から設計飛来物が侵入することを防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するように防護板等を設置し、設計飛来物を確保すること、電巻防護対策設備内の侵入を防止する設計。</li> <li>・防護板(鋼材)は、設計荷重(電巻)に対して、取付ボルトが破断し、防護板(鋼材)の脱落による波及的影響を与えない設計。</li> <li>・支持架構は、設計荷重(電巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の腐蝕、転倒及び脱落による波及的影響を与えないよう、骨組構造(クラン、トラス等)を採用するとともに、支持架構を構成する鋼材が十分な厚みを有する設計。</li> <li>・防護板(鉄筋コンクリート)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保する設計。</li> <li>・飛来物防護板は、重大事故等対処設備の換気機能に影響を与えないよう、空気の給排気可能な開口を確保したフードを設ける設計。</li> </ul>			
						36条D② 飛来物防護板	評価 (No. 121-5)	<p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-121 電巻防護対策設備</p>			
					屋外 機器・配管	36条B③ 屋外の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	<p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外の可搬型重大事故等対処設備は電巻に対して100m以上の離隔距離を確保した異なる場所にも保管する設計。</li> </ul> <p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-122 屋外 機器・配管</p>			
						36条B④ 屋外の可搬型重大事故等対処設備	構造設計 (No. 122-1)	<p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外の可搬型重大事故等対処設備は風荷重に対して固縛装置により固縛又は固縛装置により固縛されたコンテナ等に収納する設計。</li> <li>・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計電巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計に含まれる。</li> </ul>			
						36条B⑤ 屋外の可搬型重大事故等対処設備	評価 (No. 122-1)	<p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-122 屋外 機器・配管</p>			<固縛装置の評価対象部位> ⇒評価対象部位の選定を説明 【補足資料の(添付)固縛装置の評価対象部位について】
	36条B⑥ 屋外の可搬型重大事故等対処設備	構造設計 (No. 122-2)	<p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外の可搬型重大事故等対処設備は風荷重に対して固定又は固定されたコンテナ等に収納する設計。</li> <li>・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計電巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計に含まれる。</li> </ul>								
	36条B⑦ 屋外の可搬型重大事故等対処設備	評価 (No. 122-2)	<p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-122 屋外 機器・配管</p>			<固縛装置の評価対象部位> ⇒評価対象部位の選定を説明 【補足資料の(添付)固縛装置の評価対象部位について】					
	設計説明分類共通(屋外 機器・配管)	— (縮記共通の基本設計方針のため)	構造設計 (運用)	<p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電巻に対して、鋼材よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる質機材等の設置場所及び荷重物の有無を考慮し、質機材等が飛来物とならないよう固縛又は固定する設計。</li> </ul> <p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-122 設計説明分類共通(屋外 機器・配管)</p>							



項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回申請								
					設計説明分類(工題は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲(対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方 説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料			
59	重大事故等対処設備が電巻により飛来物となる影響については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管すること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は、風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて固縛等の措置をとることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求 運用要求	重大事故等対処設備 施設共通 基本設計方針	設計方針(悪影響防止)	建物・構築物	36条A① 設計荷重(電巻)により生じる応力等に対する評価対象施設及びその支持構造物	配置設計	重大事故等対処設備を収納する建屋等は飛来物防護板の設置により設計荷重(電巻)が作用しない設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(電巻)-15	【悪影響防止に関する設計】 ③-1-1 常設のうち自分で耐えるもの(建物) 屋外の常設SA設備の健全性に関する設計であることから、8条(電巻)に関する設計のうち屋外の防護対象施設の設計と合わせて説明する。				
						36条A② 設計荷重(電巻)により生じる応力等に対する評価対象施設及びその支持構造物	構造設計 (No. 50-1)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は設計荷重(電巻)に対して、主要な構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じない設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(電巻)-15					
						36条A③ 設計荷重(電巻)により生じる応力等に対する評価対象施設及びその支持構造物	評価 (No. 50-1)	同上					
						36条A④ 設計荷重(電巻)により生じる応力等に対する評価対象施設及びその支持構造物	構造設計 (No. 50-●)	屋外の重大事故等対処設備は設計荷重(電巻)に対して、主要な構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じない設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(電巻)-19					
						36条A⑤ 設計荷重(電巻)により生じる応力等に対する評価対象施設及びその支持構造物	評価 (No. 50-●)	同上					
						36条B⑥ 屋外の重大事故等対処設備	配置設計	屋外の常設重大事故等対処設備は飛来物防護板の設置により設計荷重(電巻)が作用しない設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(電巻)-19			【悪影響防止に関する設計】 ③-2-1 設計飛来物にならないための措置(可搬型SA設備) 屋外の可搬SA設備が飛来物にならないための設計であることから、8条(電巻)に関する設計のうち屋外の防護対象施設の設計及び敷地内の資機材の飛散防止措置と合わせて説明する。		
								36条B⑦ 屋外の重大事故等対処設備				構造設計 (No. 50-3)	屋外の可搬型重大事故等対処設備は電巻により飛来物とならないよう風荷重を考慮し必要に応じて当該設備又は当該設備を収納するものを評価する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(電巻)-19, 29
								36条B⑧ 屋外の重大事故等対処設備				評価 (No. 50-3)	同上
								36条B⑨ 屋外の重大事故等対処設備				構造設計 (No. 50-4)	屋外の可搬型重大事故等対処設備は電巻により飛来物とならないよう風荷重を考慮し必要に応じて当該設備又は当該設備を収納するものを評価する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(電巻)-19, 29
						36条B⑩ 屋外の重大事故等対処設備	評価 (No. 50-4)	同上			【悪影響防止に関する設計】 ③-3-1 可搬のうち風荷重に対して自分で耐えるもの(大型移送ポンプ車) 屋外の可搬SA設備が飛来物にならないための設計であることから、8条(電巻)に関する設計のうち屋外の防護対象施設の設計及び敷地内の資機材の飛散防止措置と合わせて説明する。		
								36条C③ 屋内の重大事故等対処設備				配置設計	屋内の重大事故等対処設備は電巻に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に設置すること又は地中構造物の内部に設置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(電巻)-14
								36条C④ 屋内の重大事故等対処設備				構造設計 (No. 50-5)	設計荷重(電巻)により生じる風荷重に対し、主要な構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じない設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針とまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-50 建物・構築物
36条C⑤ 屋内の重大事故等対処設備	評価 (No. 50-5)	同上											
36条D① 飛来物防護板	構造設計 (No. 50-6)	重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保する設計。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突することを防止するため、設計飛来物が侵入する隙間がないように設置する設計。 ・設計飛来物が侵入し隙間を開ける場合は、当該隙間から設計飛来物が侵入することを防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するように防護板等を配置し、設計飛来物を衝突させることで、電巻防護対策設備内への侵入を防止する設計。 ・防護板(鋼材)は、設計荷重(電巻)に対して、取付ボルトが脱落し、防護板(鋼材)の脱落による波及的影響を生じない設計。 ・支持架構は、設計荷重(電巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の腐蝕、転倒及び脱臼による波及的影響を生じないよう、骨組構造(ラーメン・トラス等)を採用するとともに、支持架構を構成する部材が十分な厚みを有する設計。 ・防護板(鉄骨コンクリート)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保する設計。 ・飛来物防護板は、重大事故等対処設備の換気機能に影響を及ぼさないよう、空気の給排気可能な開口を確保したフードを設ける設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(電巻)-34	【悪影響防止に関する設計】										
		36条D② 飛来物防護板			評価 (No. 50-6)	同上							
					(運用要求のため)								
91	屋内の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、電巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、積製建屋、クラン・ブルトニウム混合積製建屋、蒸しペル炭成ガラス強化建屋、使用済燃料投入・貯蔵建屋、制排建屋、非常用電源建屋、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋及び洞道に設置し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	常設重大事故等対処設備	設計方針(環境条件等) (常設重大事故等対処設備)	冒頭頁面に当たる基本設計方針No.72を受けた設計				【環境条件に関する設計】 ①-1-2 常設のうち自分で耐えるもの(建物) 屋外の建物の健全性に関する設計であることから、8条(電巻)に関する設計のうち屋外の建物の設計と合わせて説明する。				
					建物・構築物	36条A① 屋内の常設重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等のうち主排気筒管理建屋は周辺に電巻防護対策設備が設置されており設計荷重(電巻)の影響を受けない設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計電巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計に含まれる。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(電巻)-15			【環境条件に関する設計】 ①-1-2 常設のうち自分で耐えるもの(建物) 屋外の建物の健全性に関する設計であることから、8条(電巻)に関する設計のうち屋外の建物の設計と合わせて説明する。		
						36条A② 屋内の常設重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計	重大事故等対処設備を収納する建屋等のうち主排気筒管理建屋は周辺に電巻防護対策設備が設置されており設計飛来物の衝突の影響を受けない設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(電巻)-16					
					36条A③ 屋内の常設重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No. 91-2)	屋内に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は設計荷重(電巻)に対して、建屋の構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じないよう、鉄骨コンクリート造を採用するとともに、建屋の構造部材が十分な厚みを有する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計電巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計に含まれる。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(電巻)-15	【環境条件に関する設計】 ①-1-2 常設のうち自分で耐えるもの(建物) 屋外の建物の健全性に関する設計であることから、8条(電巻)に関する設計のうち屋外の建物の設計と合わせて説明する。					
					36条A④ 屋内の常設重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 91-2)	同上						
					36条A⑤ 屋内の常設重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No. 91-3)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は、設計飛来物の衝突に対して、建屋の構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じないよう、鉄骨コンクリート造を採用するとともに、建屋の構造部材が十分な厚みを有する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(電巻)-16						
					36条A⑥ 屋内の常設重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 91-3)	同上						
					36条B⑦ 屋外の常設重大事故等対処設備(屋外ダクト)	配置設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・常設重大事故等対処設備のうち屋外ダクトは電巻に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に設置する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計電巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計に含まれる。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(電巻)-14					【環境条件に関する設計】 ①-1-2 常設のうち自分で耐えるもの(建物) 屋外の建物の健全性に関する設計であることから、8条(電巻)に関する設計のうち屋外の建物の設計と合わせて説明する。	【建屋内の重大事故等対処設備の防護】 ⇒重大事故等対処設備に影響を及ぼす可能性がある建屋等内において、配置設計や建屋内の壁で防護することを説明 【建屋と建屋の(部付)】建屋開口部の調査結果について】
							36条B⑧ 屋外の常設重大事故等対処設備(屋外ダクト)						

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回申請										
					設計説明分類(正題は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲(対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既設可からの変更点	関連する個別補足説明資料				
91	<p>屋内の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高湿、降水、積雪及び火山の影響に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理機能、分離機能、精製機能、ウラン・プルトニウム混合脱硝機能、高レベル廃液ガラス固化機能、使用済燃料入れ・貯蔵機能、新燃料罐、非常用電源設備、主排気筒管理棟、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋及び潤道に設置し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設置要求 機能要求① 評価要求</p>	<p>常設重大事故等対処設備</p>	<p>設計方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))</p>	<p>屋内 機器・配管</p>	<p>36条C① 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備</p>	<p>システム設計</p>	<p>屋内の常設重大事故等対処設備のうち外気と繋がっており気圧差が影響する範囲を示す。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 8条(竜巻)-17</p>							
					<p>36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備</p>	<p>配置設計</p>	<p>屋内に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋内の常設重大事故等対処設備は竜巻に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる構造等に設置すること又は地中構造物の内部に設置する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に含まれる。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 8条(竜巻)-14</p>		<p>＜建屋内の重大事故等対処設備の防護＞ ⇒重大事故等対処設備に影響を及ぼす可能性がある建屋開口部について、配置設計や建屋内の壁で防護することを説明 【補足重事07(添付3)】建屋開口部の調査結果について】</p>						
					<p>36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備</p>	<p>配置設計</p>	<p>建屋等内の重大事故等対処設備の配置情報と建屋の開口部及び内装の配置情報の位置関係を踏まえ、設計飛来物の侵入経路を考慮し、設計飛来物が衝突しない位置に設置する設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 8条(竜巻)-18</p>		<p>＜建屋内の重大事故等対処設備の防護＞ ⇒重大事故等対処設備に影響を及ぼす可能性がある建屋開口部について、配置設計や建屋内の壁で防護することを説明 【補足重事07(添付3)】建屋開口部の調査結果について】</p>						
					<p>36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備</p>	<p>配置設計</p>	<p>建屋等に設置される開口部等から侵入する設計飛来物が衝突しない位置に設置できない場合は、設計飛来物の侵入経路を考慮し、竜巻防護対策設備を設置することで建屋内の竜巻防護対象施設への衝突を防止する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 8条(竜巻)-18</p>		<p>＜建屋内の重大事故等対処設備の防護＞ ⇒重大事故等対処設備に影響を及ぼす可能性がある建屋開口部について、配置設計や建屋内の壁で防護することを説明 【補足重事07(添付3)】建屋開口部の調査結果について】</p>						
					<p>36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備</p>	<p>構造設計(No. 91-6)</p>	<p>屋内に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・「屋内 機器・配管」である重油貯槽等の重大事故等対処設備を収納する重油貯槽等は、設計荷重(竜巻)に対して、建屋の構造材が転倒、過大な変形及び脱落が生じないよう、鉄骨コンクリート造を採用するとともに、建屋の構造部材が十分な厚みを有する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に含まれる。 以上の設計は、36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 36条-91 建物・構築物</p>	<p>【環境条件に関する設計】 ①-11 常設のうち自分で耐えるもの(建物) 36条-91の建物・構築物の設計と同様の設計であることから、36条側(36条-91)に統合する。</p>							
					<p>36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備</p>	<p>評価(No. 91-6)</p>									
					<p>36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備</p>	<p>構造設計(No. 91-7)</p>	<p>「屋内 機器・配管」である重油貯槽等の重大事故等対処設備を収納する重油貯槽等は、設計飛来物の衝突に対して、建屋の構造材が転倒、過大な変形及び脱落が生じない厚さを確保する設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 36条-91 建物・構築物</p>								
					<p>36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備</p>	<p>評価(No. 91-7)</p>									
					<p>36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備</p>	<p>構造設計(No. 91-8)</p>	<p>屋内の常設重大事故等対処設備のうち外気と繋がっている重大事故等対処設備は気圧差による荷重に対して構成する主要部材が重大事故等への対処に必要な機能を維持可能な構造強度を有する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 8条(竜巻)-17</p>								
					<p>36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備</p>	<p>評価(No. 91-8)</p>									
					<p>竜巻防護対策設備</p>	<p>36条D② 飛来物防護板</p>	<p>構造設計(No. 91-9)</p>	<p>屋内に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保する設計。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突することを防止するため、設計飛来物が侵入する隙間がないように設置する設計。 ・設計飛来物が侵入し得る隙間を設ける場合は、当該隙間から設計飛来物が侵入することを防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するように防護板等を配置し、設計飛来物を衝突させることで、竜巻防護対策設備内への侵入を防止する設計。 ・防護板(鋼材)は、設計荷重(竜巻)に対して、取付ボルトが破断し、防護板(鋼材)の脱落による波及的影響を与えない設計。 ・支持架構は、設計荷重(竜巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の倒壊、転倒及び脱落による波及的影響を与えないよう、骨組構造(ラーメン、トラス等)を採用するとともに、支持架構を構成する部材が十分な厚みを有する設計。 ・防護板(鉄筋コンクリート)は、設計飛来物の衝突に対し、貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保する設計。 ・飛来物防護板は、重大事故等対処設備の換気機能に影響を与えないよう、空気の給排気可能な開口を確保したフードを設ける設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 8条(竜巻)-34</p>							
					<p>36条D② 飛来物防護板</p>	<p>評価(No. 91-9)</p>									
					92	<p>屋外の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下物体による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>機能要求① 評価要求</p>	<p>常設重大事故等対処設備 施設共通 基本設計方針</p>	<p>設計方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))</p>	<p>建物・構築物</p>	<p>36条A④ 屋外の常設重大事故等対処設備</p>	<p>構造設計(No. 92-1)</p>	<p>屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋外の常設重大事故等対処設備は設計荷重(竜巻)に対して、構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じないよう、十分な厚みを有する設計。 ・屋外の常設重大事故等対処設備は設計飛来物の衝突に対し貫通及び裏面剥離が生じない厚さを有する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に含まれる。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 8条(竜巻)-19</p>		
										<p>36条A④ 屋外の常設重大事故等対処設備</p>	<p>評価(No. 92-1)</p>				
<p>36条B⑤ 屋外の常設重大事故等対処設備(屋外ダクト)</p>	<p>配置設計</p>	<p>屋外の常設重大事故等対処設備のうち屋外ダクトは設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突しないように、重大事故等対処設備の上部及び側面を覆うように竜巻防護対策設備を設置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 8条(竜巻)-19</p>													
<p>— (施設共通の基本設計方針のため)</p>	<p>構造設計(運用)</p>	<p>竜巻に対して、鋼材よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる異種材料等の設備周囲に防衝物の有無を考慮し、異種材料等が飛来物とならないように固着又は固定する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 8条(竜巻)-29</p>		<p>【環境条件に関する設計】 ①-7.1 設計飛来物にならないための措置(異種材料) 屋外の可搬SA設備が飛来物にならないための設計であることから、8条(竜巻)に関する設計のうち敷地内の異種材料の飛散防止措置と合わせて説明する。</p>											
<p>36条C⑤ 情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等</p>	<p>屋内 機器・配管</p>	<p>システム設計</p>	<p>屋外の建物構築物のうち、重大事故等対処設備と繋がっている波及的影響を及ぼし得る施設(機能的影響)の系統情報(設計情報)を示す。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 8条(竜巻)-21</p>												
<p>36条C⑤ 情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等</p>	<p>構造設計(No. 92-●)</p>	<p>屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・設計荷重(竜巻)により生じる風荷重に対し、主要な構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じない設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に含まれる。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-92 建物・構築物</p>													
<p>36条C⑤ 情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等</p>	<p>評価(No. 92-●)</p>														

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回申請				既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料					
					設計説明分類(工種は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲(対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方			説明グループの考え方				
92	屋外の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	常設重大事故等対処設備 施設共通 基本設計方針	設計方針(環境条件等 (常設重大事故等対処設備))	屋内 機器・配管	36条C③ 情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等	構造設計	情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナは、竜巻により機能喪失する場合、竜巻に予備品等による復旧措置を行う設計。 以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(竜巻)-19	【環境条件に対する設計】 ①-5-1 常設のうち機能喪失した場合に事後修するもの(アンテナ) 屋外の常設SA設備の設備復旧に関する設計であることから、8条(竜巻)に関する設計のうち屋外の防護対象施設の設計と合わせて説明する。	<予備品等による復旧措置>					
						36条C④ 情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等	構造設計 (No. 92-3)	屋内 機器・配管のうち波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等は、設計荷重(竜巻)に対して機能的影響を及ぼす変形が生じない設計。 以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(竜巻)-21							
						36条C⑤ 情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等	評価 (No. 92-3)								
					電害防護対策設備	36条D② 飛来物防護板	構造設計 (No. 91-4)	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保する設計。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突することを防止するため、設計飛来物が侵入する期間がないように設置する設計。 ・設計飛来物が侵入し得る期間を設ける場合は、当該期間から設計飛来物が侵入することを防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するように防護板等を配置し、設計飛来物を衝突させることで、電害防護対策設備内への侵入を防止する設計。 ・防護板(鋼材)は、設計荷重(竜巻)に対して、取付ボルトが破断し、防護板(鋼材)の脱落による波及的影響を与えない設計。 ・支持架構は、設計荷重(竜巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の倒壊、転倒及び脱落による波及的影響を与えないよう、骨組構造(フレーム・トラス等)を採用するとともに、支持架構を構成する部材が十分な厚みを有する設計。 ・防護板(鉄筋コンクリート)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び機能損傷が生じない厚さを確保する設計。 ・飛来物防護板は、重大事故等対処設備の機電機能に影響を与えないよう、空気の給排気可能な開口を確保したフードを設ける設計。 以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(竜巻)-24							
		36条D③ 飛来物防護板	評価 (No. 91-4)												
94	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高湿及び洪水により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	機能要求① 設置要求 評価要求 運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針(環境条件等 (常設重大事故等対処設備))	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた設計						【環境条件に関する設計】 ①-6-1 内的SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの 36条-94の屋内・機器配管に関する設計と同様の設計であるため、36条側(下段の屋内・機器配管)に統合する。				
					電物・構築物	追記	システム設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は代替設備により必要な機能を確保する設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-94 屋内 機器・配管		追記					
						追記	配置設計			追記					
						追記	構造設計			追記					
					屋外 機器・配管	追記	システム設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は代替設備により必要な機能を確保する設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-94 屋内 機器・配管		追記					
						追記	システム設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は代替設備により必要な機能を確保する設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-94 屋内 機器・配管		追記					
						追記	システム設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は代替設備により必要な機能を確保する設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-94 屋内 機器・配管		追記					
						追記	配置設計			追記					
						追記	構造設計			追記					
						追記	構造設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は代替設備により必要な機能を確保する設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-94 屋内 機器・配管		追記					
					屋内 機器・配管	追記	システム設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は代替設備により必要な機能を確保する設計。 以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(竜巻)-4		追記					
						追記	システム設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は代替設備により必要な機能を確保する設計。 以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(竜巻)-4		追記					
						追記	システム設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は代替設備により必要な機能を確保する設計。 以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(竜巻)-4		追記					
						追記	配置設計			追記					
						追記	構造設計			追記					
						追記	構造設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は代替設備により必要な機能を確保する設計。 以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(竜巻)-4		追記					
					(冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.174~178に展開する。)										
					(運用要求のため)										

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	設計説明分類 (下位は代表)	第2回申請		既設可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
						設計項目	設計項目の考え方 説明グループの考え方			
121	風(台風)、竜巻、深結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に保管し、重大事故等への対処に必要な機能を損わない設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	可搬型重大事故等対処設備	基本方針(環境条件等) (可搬型重大事故等対処設備)	建物・構築物	36条A① 重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・ 重大事故等対処設備を収納する建屋等のうち主排気筒管理棟は周辺に電巻防護対策設備が設置されており設計荷重(電巻)の影響を受けない設計。 ・ 風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計電巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計に含まれる。 以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(電巻)-15		
						36条A② 重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計	重大事故等対処設備を収納する建屋等のうち主排気筒管理棟は周辺に電巻防護対策設備が設置されており設計荷重(電巻)の影響を受けない設計。 以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(電巻)-16		
						36条A③ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No. 121-2)	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・ 重大事故等対処設備を収納する建屋等は設計荷重(電巻)に対して、建屋の構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じないよう、鉄筋コンクリート造を採用するとともに、建屋の構造部材が十分な厚みを有する設計。 ・ 風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計電巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計に含まれる。 以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(電巻)-15	【環境条件に関する設計】 ①-1-2 常設のうち自分で耐えるもの(建物) 屋外の建物の健全性に関する設計であることから、8条(電巻)に関する設計のうち屋外の建物の設計と合わせて説明する。	
						36条A④ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 121-2)	以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(電巻)-15		
						36条A⑤ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No. 121-3)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は、設計飛来物の衝突に対して、建屋の構造部材である柱、壁、フード、扉、貫通及び裏面パネルが生じない厚さを確保する設計。 以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(電巻)-16		
						36条A⑥ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 121-3)	以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(電巻)-16		
					屋外 機器・配管	36条B① 屋外の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋内に保管する「屋外 機器・配管」である可搬型建屋内ホース等の可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・ 可搬型重大事故等対処設備は電巻に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に設置する設計。 ・ 風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計電巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計に含まれる。 以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(電巻)-14	【環境条件に関する設計】 ①-2-1 建屋に守ってもらうもの(屋内に保管する可搬設備) 建屋内に収納し健全性を確保する設計であることから、8条(電巻)に関する設計のうち屋内の防護対象施設の設計と合わせて説明する。	
						36条B② 屋外の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋内に保管する「屋外 機器・配管」である可搬型建屋内ホース等の可搬型重大事故等対処設備は電巻に対して100m以上の離隔距離を確保した異なる場所にも保管する設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-122 屋内 機器・配管		
						36条B③ 屋内の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・ 屋内の可搬型重大事故等対処設備は電巻に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に保管する設計。 ・ 風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計電巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計に含まれる。 以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(電巻)-14		
					屋内 機器・配管	36条C① 屋内の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	建屋開口により飛来物の影響を受ける屋内保管の可搬型重大事故等対処設備は電巻が重大事故等の発生原因とならないことを踏まえ以下を考慮した設計。 ・ 100m以上離れた外部保管エリアに確保する予備を期待し必要な機能を維持する設計。 以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(電巻)-18	【環境条件に関する設計】 建屋開口の影響により飛来物に対して防護が期待できない屋内の可搬型SA設備は、位置的分散された予備を期待して必要な機能を維持する設計としており、8条(電巻)に関する設計のうち建屋開口の影響に対する設計と合わせて説明する。	
						36条C② 屋内の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	建屋開口により飛来物の影響を受ける屋内保管の可搬型重大事故等対処設備は電巻が重大事故等の発生原因とならないことを踏まえ以下を考慮した設計。 ・ 100m以上離れた外部保管エリアに確保する予備を期待し必要な機能を維持する設計。 以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(電巻)-18		
						36条C③ 屋内の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	建屋開口により飛来物の影響を受ける屋内保管の可搬型重大事故等対処設備は電巻が重大事故等の発生原因とならないことを踏まえ以下を考慮した設計。 ・ 100m以上離れた外部保管エリアに確保する予備を期待し必要な機能を維持する設計。 以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(電巻)-18		
電巻防護対策設備	36条D① 飛来物防護板	構造設計 (No. 121-5)	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・ 防護板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保する設計。 ・ 防護板(鋼材)は、設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突することを防止するため、設計飛来物が侵入する隙間のないように設置する設計。 ・ 設計飛来物が侵入し得る隙間を設ける場合は、当該隙間が設計飛来物が侵入することを防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するように防護板等を配置し、設計飛来物を衝突させることで、電巻防護対策設備内への侵入を防止する設計。 ・ 防護板(鋼材)は、設計荷重(電巻)に対して、取付ボルトが破断し、防護板(鋼材)の脱落による波及的影響を与えない設計。 ・ 支持機構は、設計荷重(電巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持機構を構成する部材の倒壊、転倒及び脱落による波及的影響を与えないよう、骨組構造(ラウンド・トラス等)を採用するとともに、支持機構を構成する部材が十分な厚みを有する設計。 ・ 防護板(鉄筋コンクリート)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面パネルが生じない厚さを確保する設計。 ・ 飛来物防護板は、重大事故等対処設備の換気機能に影響を与えないよう、空気の給排気可能な開口を確保したフードを設ける設計。 以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(電巻)-34							
	36条D② 飛来物防護板	評価 (No. 121-5)	以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(電巻)-34							
	36条D③ 飛来物防護板	評価 (No. 121-5)	以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(電巻)-34							
122	屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻に対して風(台風)及び電巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。ただし、固縛する屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、地震時の移動を考慮して、地震後の機能を維持する設備は、余震を有する固縛で拘束することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損わない設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	可搬型重大事故等対処設備 施設共通 基本設計方針	基本方針(環境条件等) (可搬型重大事故等対処設備)	屋外 機器・配管	36条B④ 屋外の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	飛来物の影響を受ける屋外保管の可搬型重大事故等対処設備は電巻が重大事故等の発生原因とならないことを踏まえ以下を考慮した設計。 ・ 固縛等の措置を講じた上で互いに100m以上の離隔を確保して保管する予備を期待し必要な機能を維持する設計。 以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(電巻)-19	【環境条件に関する設計】 ①-4-1 可搬のうち衝突荷重に対して同時機能喪失を防ぐもの(大型移送ポンプ車) 外部保管エリア(保管庫の外)に保管する可搬型SA設備は、飛来物に対して位置的分散された予備を期待して必要な機能を維持する設計としており、8条(電巻)に関する設計のうち屋外の防護対象施設の設計と合わせて説明する。	
						36条B⑤ 屋外の可搬型重大事故等対処設備	構造設計 (No. 122-1)	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・ 屋外の可搬型重大事故等対処設備は風荷重に対して固縛装置により固縛又は固縛装置により固縛されたコンテナ等に収納する設計。 ・ 風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計電巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計に含まれる。 以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(電巻)-19	【環境条件に関する設計】 ①-3-1 可搬のうち風荷重に対して自分で耐えるもの(大型移送ポンプ車) 外部保管エリア(保管庫の外)に保管する可搬型SA設備は、風荷重に対して固縛することによって必要な機能を維持する設計としており、8条(電巻)に関する設計のうち屋外の防護対象施設の設計と合わせて説明する。	
						36条B⑥ 屋外の可搬型重大事故等対処設備	評価 (No. 122-1)	以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(電巻)-19		



項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回申請							
					設計説明分類(正品+代表)	各基本設計方針の対象となる範囲(対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既設可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
122	屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻に対して風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固定等の措置を講じて保管する設計とする。ただし、収納する屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、地震時の移動を考慮して、地震後の機能を維持する設備は、余長を有する固定で拘束することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損わない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	可搬型重大事故等対処設備 施設共通 基本設計方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	屋外・構築物・配管	36条B節 屋外の可搬型重大事故等対処設備	構造設計 (No. 122-2)	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は風荷重に対して固定又は固定されたコンテナ等に収納する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に含まれる。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 8条(竜巻)-19	説明グループの考え方	既設可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
						36条B節 屋外の可搬型重大事故等対処設備	評価 (No. 122-2)					【環境条件に関する設計】 ①-3-1 可搬のうち風荷重に対して自分で耐えるもの(可搬型中型移送ポンプ)外部保管エリア(保管庫の外)に保管する可搬型SA設備は、風荷重に対して固定することで必要な機能を維持する設計としており、8条(竜巻)に関する設計のうち屋外の防護対象施設の設計と合わせて説明する。  【環境条件に関する設計】 ①-7-1 設計飛来物にならないための措置(資機材)8条(竜巻)に関する設計と同様になるため、該当する設計方針に展開する。
							(施設共通の基本設計方針のため)					< 図脚設置の評価対象部位 > ⇒評価対象部位の選定を説明 【暴風等の面付】図脚設置の評価対象部位について】
154	アクセスルートに対する自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生可能性、アクセスルートへの影響度、事業進展速度や事故発生に対する時間的余裕の観点から、アクセスルートに影響を及ぼすおそれがある事象として、地震、津波(敷地に遡上する津波を含む。)、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を選定する。	設置要求	基本方針(アクセスルート)	基本方針(アクセスルートの確保)				冒頭箇面に当たる基本設計方針No.152を受けた設計				
					建物・構築物(アクセスルート)	36条A節 屋外アクセスルート	配置設計	屋内のアクセスルートは以下を考慮した設計。 ・屋内のアクセスルートは竜巻に対して外部からの損傷を防止できる建屋等に迂回も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に含まれる。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 8条(竜巻)-15				【アクセス性に関する設計】 ⑤-1-2 屋内アクセスルート 屋内アクセスルートは、竜巻に対して健全性を確保できる建屋内に設置する設計としており、8条(竜巻)に関する設計のうち建屋の設計と合わせて説明する。
						36条A節 屋外アクセスルート	配置設計	屋外のアクセスルートは以下を考慮した設計。 屋外のアクセスルートは竜巻に対して迂回も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 8条(竜巻)-19				【アクセス性に関する設計】 ⑤-2-2 屋外アクセスルート 屋外アクセスルートの設計であり、8条(竜巻)に関する設計のうち屋外の防護対象施設の設計と合わせて説明する。
							構造設計 (No. 154-●)	屋内のアクセスルートは以下を考慮した設計。 ・アクセスルートを確保する建屋等は設計荷重(竜巻)に対して、建屋の構造部材が転倒、過大な変形及び破損が生じないよう、鉄筋コンクリート造を採用するとともに、建屋の構造部材が十分な厚みを有する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に含まれる。				
							評価 (No. 154-●)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 8条(竜巻)-15				
							構造設計 (No. 154-●)	アクセスルートを確保する建屋等は、設計飛来物の衝突に対して、建屋の構造部材である屋根、壁、フード、扉が貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保する設計。				
							評価 (No. 154-●)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 8条(竜巻)-16				
157	屋外のアクセスルートは、「3.1 地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響(周辺構造物等の損傷、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機墜落、墜落)を想定し、複数のアクセスルートの中から時点を確保し、緊急に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダを3台使用する。ホイールローダは、必要数として3台に加え、予備として故障時及び点検保守による待機用としてバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して保管する設計とする。	設置要求 機能要求① 運用要求	アクセスルート ホイールローダ 施設共通 基本設計方針	設計方針(アクセスルートの確保)				冒頭箇面に当たる基本設計方針No.152を受けた設計				
					建物・構築物(屋外アクセスルート)	36条A節 屋外アクセスルート	配置設計	屋外のアクセスルートは竜巻に対して迂回も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-154 建物・構築物(アクセスルート)				【アクセス性に関する設計】 ⑤-2-1 屋外アクセスルート 36条-154の建物・構築物(アクセスルート)に関する設計と同様の設計であるため、36条側(36条-154)に統合する。
					屋外機器・配管	追当	システム設計	ホイールローダは予備を含めた保有数を配置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 8条(竜巻)-19				【アクセス性に関する設計】 ⑤-3-1 アクセスルートに影響を受けた場合に整備するもの(ホイールローダ) 屋外アクセスルートの復旧に関する設計であり、8条(竜巻)に関する設計のうち屋外の防護対象施設の設計と合わせて説明する。
						36条B節 ホイールローダ	構造設計	屋外アクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダを配置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 8条(竜巻)-19				
								(運用要求のため)				
166	屋内のアクセスルートは、自然現象及び人為事象として選定する風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、地震、航空機墜落、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発、有毒ガス及び放射性物質に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。	設置要求	再地理施設 各種屋	基本方針(アクセスルートの確保) 評価(アクセスルートの確保)				冒頭箇面に当たる基本設計方針No.152を受けた設計				
					建物・構築物(屋内アクセスルート)	36条A節 屋内アクセスルート	配置設計	屋内のアクセスルートは以下を考慮した設計。 ・屋内のアクセスルートは竜巻に対して外部からの損傷を防止できる建屋等に迂回も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に含まれる。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-154 建物・構築物(アクセスルート)				【アクセス性に関する設計】 ⑤-1-1 屋内アクセスルート 36条-154の建物・構築物(アクセスルート)に関する設計と同様の設計であるため、36条側(36条-154)に統合する。

凡例

○:「説明対象」について

○:当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目

△:当該申請回次以前に記載しており、記載内容に変更がない項目

-:当該申請回次で記載しない項目